

監獄雜誌

第五卷第五号

目録

● 論説

(一頁)

● 速に典獄の股制を定むへー

己斐城生

● 斯氏囚人農業論

浪々生

● 懸當生市川君に答ふ

留岡幸助

● 通信

(二十一頁)

● 敬拾件

暇々生

● 雜錄

(四十一頁)

● 監獄改良の一手段

在北海道
工藤襄

● 囚人の食料に就て

五三史

● 問答

(四十八頁)

● 炭坑事業に囚徒を使役するの可否に就て

不屈生

● 質問

五六三史

● 質疑

大阪
洋々散生

● 海外通信

(五十頁)

● 伯林の教習費

愛國生

● 教誨

(五十一頁)

● 教誨者注意の簡條

原胤昭

● 雜報

(五十三頁)

● 敬拾件

(六十三頁)

● 作業の性質を論じて北海道炭鑛業に及ぶ

印南於菟吉稿

警察監獄學會發兌

法令明治新報

每月十五日發行

○定價金拾錢 六ヶ月前金四拾八錢

郵税一冊 貳錢宛

本書ハ法令時事
ノ二篇ヨリ成リ
事篇ハ社會萬般ノ事項ニシテ後日參考ト成ルモノヲ分チ○宮庭○叙任○政治○兵事○學事○産業
令ノ發布時事ノ狀態一日瞭然タルモノナリ本書ハ廿七年一月分ヨリ編纂シ四月分ハ見本
ハ五月三十日一二三月分ハ六月中ニ發行スヘシ但五月分ヨリハ毎月十五日發行ス
一萬部 半價 金五錢郵税二
限リ 錢ニテ發送ス

發行所 東京々橋區銀座四丁目一番地 博聞社

東京市京橋區尾張町 全 京橋區彌左衛門町 全 京橋區元數寄屋町 全 神田區表神保町 全
東 巖 海 堂 信 文 々 堂 京 堂 堂 堂

監獄學出版廣告

伯爵井上内務大臣閣下題字
司 法 次官 清浦奎吾君序文
神 奈 川 縣 知 事 中野健明君序文
靜 岡 縣 知 事 小松原英太郎君序文
内務省警保局長 小野田元熙君序文
帝國大學法科大學長 穗積陳重君序文
教授 法學博士 都筑馨六君序文
内務省參事官文學士 久米金彌君序文
内務書記官文學士 小河滋次郎君編著
神奈川縣典獄

監獄學 全

定價金壹圓九拾錢

本書ハ本邦現行の監獄制度を基礎となし有名なるクローチ氏編著の獄務教科全書の體制に則り傍ら最近の刊行に係るホルツェンドルフ、ヤーゲマン、ペール、ウルフ、エツケルト、スタルケ其他刑獄に關係ある内外諸大家の著書を参照し科學的順序を追ふて苟くも治獄に關する事項は細大洩すなく盡く網羅編纂したる所の一大著述にして殊に其の理論と實際とを融合し往々歐米諸大家の崇めて以て金科玉條と確信する所の定説を痛撃する所あるか如き大に著者、研究の素あることを知らしむるに足るものあり都筑文學士の序文に曰く「精を取る」と多くして力を用ふることを勤めたりと謂ふへし寔に以て斯道の指南車となすに足る」と時正さに監獄改良の機に際す教科用書として最も適當なるへきは論を俟たず苟くも職に此の事業に執掌せらるゝ所の者常に一本を其の座右に備へられ且つ經國の有志も亦普く之を購讀するに至らんことを切望す若し夫れ購讀に關する手續に就ては次に掲ぐる諸般購讀者に便利なる方法を參觀せられんことを要す（見本并に目錄は別に配布す（し））

監獄雜誌第五卷第五號

論 說

●速く典獄の服制を定むべし

已 斐 城 生

典獄服制の談吾人之を聞くこと久し而して不幸にして未だ其實行を見るに至らず是れ吾人の常に憾とする所なり頃蒼間傳へて典獄服制の説再び當局者間に起れりと云ふ然れば此時に際し吾人の所見を開陳して讀者の參考に資せんとする又無用の贅言にあらざるを信ず唯説の陳套を脱せざるものは世間既に之に關する論説の乏しからざりしに由るを以てなり

紀律は監獄の神髓にして行刑の骨子なることは自由刑の何たるを解する者の敢て疑を容れざる所なり監獄に紀律の缺く可らざるは猶軍隊に軍紀の缺く可らざるが如し若し軍隊にして軍紀あらざるは是れ軍隊無きなり監獄にして紀律無からんか是れ監獄無きに同じ今日獄務を論するものゝ監獄は軍紀を以て支配すべしと謂ふ決して偶然にあらざるあり夫れ既に監獄の神髓行刑の骨子は紀律の二字に存するとせば監獄全般の事盡く其淵源を此に酌みざるを得ざるは亦明かなり

由來服制と紀律とは妙からざる關係を有す軍人に軍人の服裝あれば警察官に警察官の服裝あり苟も嚴肅なる紀律の存する所制服の定め無きはなし是を以て我監獄に於ても夙に看守長以下の服制あり而して又今や

看守の服装は改正せられんとし女監取締の制服又將に制定せられんとするの風説あり蓋し監獄紀律の整理を加ふるに従ひ服制の益必要を感ずるに至るゝ必然の理と謂ふ可し然るを監獄の最上長官にして全般の事務を操縱するの任ある典獄に服制の定め無きは如何にも不體裁にして監獄紀律の上に就て闕如する所無らんか典獄は紀律の護持者たり保證者たるを以て部下の屬僚を指揮し監督し至毫の微も事の紀律に背馳するものは斷して之を排斥せざんば有る可らず故に囚徒にして紀律を犯すものあらんか假借なく之を懲罰せん部屬にして紀律に反くものあらんか會釋無く之を懲戒せん是れ紀律確保の爲め餘義なくせざる可らざる所なればなり然り而して人を治めんとするもの先づ己を正ふす典獄己れ自らは不紀律なる隨意の服装を爲し而して部下の屬僚に對して威儀の嚴正服装の整備を求む豈に又奇怪至極ならずや抑典獄は頭腦の如く看守長看守は猶手足の如し而して手足たる看守長看守にして既に一定の服制有るからは必ず典獄にも服制無かる可らざるの道理なり看守長は燦爛たる制服制帽を着し晃々たる劔を佩ひ威儀儼然囚徒を威服せしむるに足り而して典獄に至ては普通の服装を爲し威儀の見る可き無く風采の仰ぐ可き無きい何人も一目して其不權衡を知るに足る而して不權衡は即ち不紀律に外ならずして紀律の府たる監獄に於ける一缺點と認めざるを得ず若し人あり身には金色燦然たる軍服を纏ひ腰に莫邪の劔を横へ而して獨り其頭に着たるは士官の制帽ならずして普通の黒山高帽ならんには觀る者以て如何と爲す狂者にあらざんば諧謔と爲し亦眞個の士官と信するものは有らざらん監獄を以て一個の人物と假想すれば看守長以下の制服ありて典獄服制の定め無きは恰も是れ此奇的妙的の士官殿に似たるならずや

且つ夫れ監獄は惡徒の叢淵なり掃溜なり然れば何時事變の生するやも知る可らず固より斯る忌はしき事の容易に之れ有る可しとも思惟せざれども凡そ事變の來るは猶地震の忽焉として來るが如し監獄官吏たるものは宜しく無事の日にて在て斷乎動す可らざるの決心を有し變に臨んで躊躇逡巡するが如き失墜ある無きを要す安きに居て危きを思ひ治に處て亂を忘れずは須らく監獄官吏たるもの肝に銘して忘るまじき確言なり典獄固より戒護事務の官吏にあらざるとは云へ時に凶情を査察し部屬を監督するが爲め數百千の兇徒が磨集せる間に立つて職守を盡くさざるを得ざる可あり而して此等の兇徒は大抵役具として利銳なる器具を携帯しあるものならば何時危害の其身に迫るやも測る可らず豈又危險無しとせんや況して一朝暴發の異變に際しては能く其部屬を指揮號令し猶士官の兵士を引卒して炮煙彈雨の間に向ふが如く勇氣凜然毫も屈せざるの體度無かる可らざるにあらざるや然り而して斯る危險の間に立て身に寸鐵の帶ふるもの無く能く其身軀を保護し其職務を確守するは爲し能はざるの事にして英雄豪傑の士と雖恐らく爲し難き業ならん又以て典獄に相當の服制必要なること明かなり

典獄服制の必要なる其理由固より上來開陳せし所に止らずと雖從來制服論者の既に反覆丁寧に説述せしもの有れば蛇足の議を避けんが爲め此に姑く之を省略す

今や吾人は百尺の竿頭一步を進め請ふ是より反對説を駁撃し服制の益必要なる所以を明瞭ならしめん反對論者が服制を非とするに恃んで金城鐵壁と爲すものは詮じ來れば左の三理由に過ぎず第一服制一たび定らば温手親しむ可き君子も變して儼然侵す可らざるの人物と爲る爲に監獄萬般の事務をして武斷的に流れし

むるの恐あり第二服制は舉止を窮屈ならしめ引て事務の澁滞を生せしむるの憂あり第三從來既に服制の定め無くして實際に差支無かりし従て今日之を定むるの必要なしと謂ふ是なり論者が第一に服制一たび定まらば爲めに監獄萬般の事務武斷的に流るゝの恐れありとは論者抑何等の理由ありて之を謂ふか誇張も又甚しからずや諺に格位より衣裳とか云へば典獄にして燦爛たる制服を裝ふに於ては其儀容の儼然使すべからざるに至るを云ふの道理は或は之れ有らん然れども是れ決して厭ふ可きことにあらず寧ろ望まじき所なり典獄は恩威並備はるの人物を要す其威は以て惡奸暴戾の徒の心膽を寒からしむるに足り其仁は以て婦人小兒も親しむべきに足るは典獄の職務に適する資質にして大に治獄の要訣に協ふ所以にあらずや内心は温手として親しむべき仁心を有するも外面儼然として侵す可らざる威容を備ふるにあらずんば人を服するに足らざるは吾人が見る所の事實なり況んや惡奸暴戾の徒に臨むに於てをや吾人之を聞く普國に於ては内務省所轄の監獄の典獄を除く外大抵典獄に一定の服制ありと然るに不幸にして吾人未だ曾て内務省所轄の典獄は文治的にして其他の典獄は武斷的なるを聞かざるなり論者若し其説を固守せんと欲せば先づ此等の事實に就て證明せざる可らず是れ探證法の原則なればなり而して此立證は獨り法庭に於ての原則なる而已ならず又文壇上の原則ならずや然れども惟ふに論者如何に強辯なればとて此點に對て明白正確なる立證は恐らく爲し能はざる所ならん

制服は舉止窮屈なるを以て典獄をして自然職務を怠らしむるに至らんとは論者が第二の理由とする所なり論者の舉止窮屈なりとは果して如何なることを意味するや不明確にして領解し難しと雖其言ふ所を推して之を考ふれば容儀の四角張りたるが爲に舉止不自由なりと云ふの義なる可し果して然りとせば紀律は窮屈にして我儘を爲すに適せざるを以て典獄をして自然其職務を怠らしむと謂ふに同し吾人實に抱腹絶倒に堪へざるなり

第二の理由に至ては取るにも足らぬ愚論にして世間守舊者流の事物の改善を妨くる者概ね口を此に藉らざるは無し吾人は唯斯る愚論の我監獄社會に跋扈するを觀て轉慨歎に堪へざるものあり且夫れ由し典獄服制の之れ無きが爲め實際何等の弊害あらずとするも事態上に照して果して如何實際の事實に差障無ければ事態の如何を問ふを要せずと謂ふ能はざるにあらずや論者須らく此に省みて可なり是に因て之を觀れば非服制説は一も取て以て立法の規準と爲すに足るもの無くして典獄服制の必要なること智者を俟て後ち知らざるなり

終りに臨んで一言せざる可らざるものあり回顧すれば今を去る三年前の事なり本誌上に於て小川滋次郎氏の服制論出つるや端しなくも此に一大論戰を開き來り一方に天下の一寒生ありて小川氏に反對し非服制論を唱へ他方に山陰の笠津生ありて一寒生を駁して小川氏に賛成し旗鼓堂々劍戟相摩し兩々相下らざるの狀は猶ほ機山不識庵の川中島に於けるが如くなりし然るに此二人今何處に在る與に寥々として聞く所なし何んぞ先の壯にして今の衰へたるや抑天下の一寒生とは何人ぞ山陰の笠津生とは何人ぞ吾人之を知らず

●斯氏囚人農業論

浪々生

匈牙利國人は就中農業を盛に營むの人民にして囚人の内四分迄は皆此業に就役す故に田畝澤地森林の所有大なるに反し工業は極微々たるものにして工業上に於ける囚人練習の如きも將來生計上の點よりすれば不充分なりと謂はざるべからず匈牙利王國は勞働者欠乏の爲め調大なる官有耕作地を有するも其收穫に至ては殆んど皆無の狀況なりと謂ふ此くの如き場合に於ては「レポグラツ」及「レボグラツ」囚人監の作業組織は適當なるものなりとす「レポグラツ」作業規定に依れば刑の執行は一定の期限間分房拘禁を以て開始す然れども分房期限は愛蘭の如く八ヶ月にあらすして八週間となせり故に刑期の大部分は雜居拘禁法に依り執行し囚人の性質及德義心等に依り階級を付す最終の階級を第三級と爲し之に編入せらるべきものは中間監獄(囚人界より良民界へ移す前のものを拘禁するか故に斯く名づくるなり)に移す此監獄に於ては囚人自由を得ると甚た多く且假出獄若くは特典を上申すべき行爲ありや否を勘査するものとす

「レポグラツ」囚人監に於て行はるる役業は主として農業なりとす近隣所在の土地所有者は最も囚人を僱用することを望めり其故は適當の時期に際し適當の勞働者を得ると囚人をして自己の指揮を實施せしめ得ると及び看守に一任して紀律行狀を維持し得るの便あればなり近傍の田畠に在ては囚人は歸監して午飯を爲し遠隔の地に在ては夕刻運輸の法を利用し歸監せしめ夜間は必ず監獄内に置くものとす

此種の役業に従事する時と雖も隔離の原則に依り良民勞働者とは嚴重に區別す外役に使役する囚人は刑期の末期に在る者に限る其戒護は就中注意を要する者にして各外役囚團體には少くとも二名の武裝せる看守

を附し而して普通看守は拾四毎に一人を置く然れども最終の階級(中間監獄)に在る囚人には四十四毎に一人の看守を以て充分なりとす然れども「レポグラツ」囚人監外役業は想像せる如く範圍廣大なるにあらずタウフェル氏の報する處に依れば外役に使役したる日數は就役日數の八分三厘五毛に相當せりと「レボグラツ」中央監獄作業規定中中間監獄の作業に關し該監獄に拘禁する囚人は特に田畠及菜園の耕耘并に牧畜及蜜蜂の飼育に使役せらるべきと及之に依て模範經濟の目的を注意貫徹せしむべきことを規定せり」各國制度報告の終りに仍は左の如く述へたり

瑞典國に於ては農業は在「ゴテンブルヒ、ニヤ、ワルフエト」大監獄に於て見るのみにして此業に使役する

囚人は品行善良且刑の末期中に在るもののみなり

瑞西國(レンツナルヒ、ノイハートル)に於ては前同一の方法を採れり

白耳義國に於ては監獄周壁外に於ける囚人農業は一般に行はざりし

各國に於て行はるる囚人外役使役に關する余の報告は簡單………を要したりと雖も獨逸内地に囚人殖民地を設くるは眞に得策なりとし得べきや否の疑問は既に了解ありたるならん信す然りと雖も我獨逸國に於ては特別の事情存するを以て監獄外に於て公共事業を爲すは亦困難多かるべく從て之を可とするの目的あらざるべし

刑の執行上外役業に適する位置は獨り英國及愛蘭在るのみにあらす何れの國と雖も之を能くす唯外部の事情に依り制限する所あるのみにして之を顧みざるとせんか彼我の間毫も區別あるとなし若し行刑の目的如

何どの問を起すに至ては實際の事情も亦標準と爲すに足らざるなり

昔時に於ては金錢を以て購買せる奴隸の勞力と四人の勞力とを同一視し單に收利の目的を以て使役し工錢の收入のみを圖りしならん而して今尙ほ英國に於ては懲役刑なる名稱を以て(罪囚下僕)其思想の跡を止むるを見れば犯罪と密接の關係を有する社會問題を以て研究の材料と爲し及生命を奪はざる罪囚即ち自由刑に處せられたるものは社會の一部にして未だ其範圍を脱せざるも(犯行に對する贖罪として)多少刑の苦痛を感せしめざるへからず然りと雖も四人の健康及生命に注意し且刑は獨り懲戒のみならず感化の作用をも有せざるへからずと云ふか如き充分なる進歩は前世紀に於てはあらずなり

歐洲各國一般に施行せらるべき方法の設定は嘗て望むへからざりしと雖も各文明國に於ける刑の目的略は一致したるに依り大に統一の目的を達するに至りたり以來役業は單に刑罰の具たるのみにあらず必要欠くへからざる教育の一方方法と爲すに至れり若し近世に於て感化主義を不可とするの説出てたりとするも此くの如き迷想は望むらくは速に經過したるならん

外役即ち監獄周壁外に於ける四人の作業は行刑法宜しきを得れば其要求と一致せしめ得るは何人も同意する所而して若し二三の國即ち白耳義の如き更に外役を爲さしめざる國に於ては他に其原因の存するあるものにして刑の目的を達する適當の方法ありと信するものと謂はざるへからず他の諸國に於ては之れと反對の主義を採れり(余は殊に伊太利及匈牙利に就て爲したる報告を注意す)是亦大に理由の存するあり而して監獄經濟の點に就ても注意を加へたるは毫も疑を容れざる所にして行刑の本旨を減退せしめざる限りは經濟法も亦實行せざるへからず

外役問題は徹頭徹尾分房拘禁を施行せんとする國に於ては就中主義上に大關係を有す獨逸現行刑法に依れば分房拘禁の期限は四人の承諾を得たる場合に限り三年を超ゆることを得とあり(刑法第廿二條)然れども此くの如き場合は勿論例外と爲すへきなり且階級法の原則は此法文と直接の關係を有する假出獄規定(第一編廿三條より廿六條に至る)と相關連して生したるものなり其細則に至ては起草中の行刑法律に譲らざるへからず我獨逸の情勢よりするときは分房拘禁の價值を誤解し及之を全然排斥するの論者幾何なるやを知る能はずと雖も長刑期の者に對し階級行刑法を適用したる各國に比すれば概して其數多きものゝ如し英吉利、愛蘭、瑞典、諾威、奧馬克等の諸國に於ては特別の原因に依り取除けを爲すの理由あらざる限りは一定の期限を付し分房拘禁の執行法より開始す其期限の如きは當局者の意見に依り分つの制なりし而して階級的行刑法熱心の保護者中短期自由刑は瑞典及諾威の如く間斷なく分房に於て執行すへしとの意見を有するもの亦少からず之に反し獨逸の狀況殊に普國の如きは構造上分房執行を行ひ得る監獄の數は極めて少なくなると及外役は普通雜居制拘禁と比較し問題となすの相當なることを忘るへからず本論の初めに於て余の既に述べたる如く我國に於ける外役は殆んど全く農業なりとす英國公共工業所の如く四人を官署監督の下に在る工業に使役するとは法律に依り許可せられたり(刑法十五條及十六條)何か故に英國及愛蘭に於て實行し得る公共工業にして我國に於て實行を難んするやは緻密に狀況を調査すれば容易に説明し得へきなり英國及愛蘭に於ては外役に最良の理由を附し制限せり即ち外役は周壁を有する海軍々衛建築工事にして堅

固なる碇泊所内に施行するものに限ると如何となれば此くの如き工事は永年繼續するものにして假監を設け且良民労働者と囚人とを離隔するを得るの便あるを以てあり同一の位置に於て施行する監獄建築工事の如きは押送するの必要あらざるか故に亦可なりとせり然れども英國及愛蘭に於ても此くの如き工事の悉盡する時期到着すべく其時に至らば永久繼續すべき大工事の存する他の工場を發見するの機會を得んと大に困難なりと謂ふへし茲に至て現在の監獄を去り新設工場の近傍に於て監獄の新築を爲さざるへからざるの必要に迫るへし

卑見に依れば我獨逸沿岸に於ては此種の事業は必要あらざるへし亦囚人をして之を爲さしめんとするも獨逸國氣候上の關係殊に沿岸地方に於ては英國南岸に於けるより遙に氣候不良なるに由り非常なる困難に遭遇するならんとは何人も豫想する所ならん故に英國に於けるか如く一ケ年間絶へず外役せしむると能はざるあり年内間斷なく常に就役せしめ得るの作業は完全なる行刑法の第一の要件に屬す然るに三ヶ月乃至四ヶ月の後には外役に代ふるに内役を以てするものなれば内役作業を設置せんか爲め外役囚を引上げざるへからず千八百五十四年より千八百五十六年に至るホイエン要塞建築に囚人を使役したるも前に述べたるドクトル、ケルザント氏の報告に依れば其結果甚だ不良なりし亦該工事の勞力に至てもポルトランドの築港及イスランド波止場築工事業に比すれば稍々輕易なりしポルトランド及イスランドに於て該工事に少壯且膂力ある囚人のみを選択したるは其當を得たるものなりとす獨逸懲役囚に就て年齢三十五才迄のものを選ぶも一般に必ず同一の事業に堪ゆるや否やは大に疑なき能はず英國懲役刑(ベナール、セルピチュト)は五年を以て最短とするも我獨逸刑は其刑期平均三年何ヶ月と云ふに過ぎされは是其大原因なるへし

我國に於て道路及水道工事并開墾事業に囚人を使役せんとする時は尙一層の困難を見るへし英國政府の如き澳西太利亞に於て囚人を使役し大に開墾事業を擴張し暫くも措かざる國に在ては人口稠密の本國には此業を停止せざるへからず獨逸國に於ても之と同一の主義を採るを適當なりとす紀律上欠く可らざるの注意は暫く措て論せざるも囚人には普通良民の如く需用及事業の進歩するに従ひ自在に役場及其居住を隣村に求め若くは變更せしむべきものにあらす然れども囚人を使役する場合に於ては監獄は全般の機關を役業場に移轉せしめざるへからず就中囚人を拘禁する建物は之を建築するか若くは借用するを要し監督官吏に對しても亦同一の手續を爲さざるへからず春期に於て監獄より派遣し晩秋に至り再び歸監せしむる所の囚人は冬期間如何に之を處置すへしか作業は其官司業たると受負業たるとを問はず年中間斷なく就役せしめ得るものにあらされは完全なりと謂ふへからず此故に各國の實驗に従ひ殊に健康なる囚人のみを使役するの注意なかるへからず此場合に於ては可成小部分の囚人を公共事業の爲めに出役せしめ以て監獄内に於ける作業に基たしき障害を來さざらしむるを要す此の準備としては先づ職務上實驗を有する看守は之を監獄に置き外役業監督に要する吏員は新に任用せざるへからず此くの如くするときは紀律上多少不充分なりとの議ありと雖も敢て苦慮するに足らざるへし囚人をして此事業に従事せしむる時は殊に金錢上の利益ありと思惟するか如きは誤謬も亦甚しと謂はざるを得ず各國の實驗に依り良民と比較する時は囚人の作業力遙に劣れると爭ふへからざる事實にして此くの如き事業に囚人を使役する費用に就て見るも明かなり此點に於

ては典獄ホルマン氏政府の命を受け作りたる監獄遠隔の地に於て監獄の經濟即ち官司業として多數の四人を外役に使役する場合の費用調査に關する意見書の如き最も參考となすべきものなり適當なる作業欠乏の場合に於て此業を許可するは勿論なりと雖も注意を密にし必要の規則を設くるに於ては常に此業に就かしむるも亦可なりとす

農作地改良の内殊に四人作業として適當且主たるものは荒蕪且未開墾の土地を豐沃となすの事業なりとす恐くは佛蘭西、伊太利及英吉利國に關する職務上の報告の如きは既に之に接近したる思想を記載したるものなりと信す天然の地質上到底相當の收穫を得る能はず幾多の辛苦を経て設けたるの地を漸く維持せんか爲め反て多額の資本を要するか如き土地の開拓には普通良民は勿論四人の勞力と雖も費すべからず然りと雖も伊太利に於けるか如く土地は耕作に適するも其國に於て耕作に従事する労働者の欠乏なるか爲め收穫あらざりしものは素より同日の論にあらざるなり是等は土地の開拓に依り著しく財本の價值を高め自由農民の移住地を得國家の殷富を増進するものと云ふへし此等の事業に至ては假令當時沼地なるか爲め不健康の結果を見るも開墾すべきものたることを記憾せざるべからず若し良民労働者にして自ら意を決して此業に従事するものある時は健康を害する賠償として高價の賃銀を得るに依り其損害を償ふことを得るものとす若し之を四人に命せんか彼等の受くる所の危害は他の者に比すれば即ち刑の加重にして之れより重き犯罪を爲したる者も勢力薄弱なるの故を以て輕易にして且健康を害せざる業に従事するの不公平を見るに至るべし故に先づ衛生上より四人健康を保持するの設備あるは勿論尙ほ強制的に四人を該事業に使役するは當然許すべきものなるや否の疑問を起さざるを得ざるなり

我獨逸に於ては佛蘭西か彼のカイエン及コルシカに於て爲すか如き氣候不良の地に開拓事業を起すの必要なきは實に幸福なりと謂ふへし千八百五十四年より千八百五十八年に於て普國か四人を使役して行ひたる拓地事業に於て最も不幸なる實驗を爲したるも今日は最早此くの如きことを再びせざるべし然れども島地にあらざる交通不便の海岸の如きは開拓地に使用すべく自然四人と良民との交通遮斷も容易ならされは此場合に於ては看守者の數を増し之を實施するの外なきなり

余は茲に四人を田畝及菜園の耕作即ち固有の意義に於ける耕作業に使役せんとに就き陳述する所あらんとす

耕作業は監獄内の作業より健康上利益なるは論を俟たず其大小を問はず何れの監獄に於ても機會の存する限りは四人の内殊に健康上懸念あるもの若くは此業に熟達したるものを田畝及菜園の耕作に就かしむるの必要あるべし殊に農業監獄を設置す可きや否の問題を起すに當ては先づ此業に使役すべき四人の數、之に要する耕作地の面積及著額の作業費を調査せざるべからず之を調査せんと欲すれば極めて容易にして常に之に従事するものは一千モルゲン（一モルゲンは凡そ一人一日に耕作し得る面積を云ふ）の土地を比例的少數の人員を以て耕作するに依り之れと比較し二三百の四人を作僕に代へ使役せんとせば幾何の土地面積を要するやを算定し知るとを得へし既に千八百五十年中職業上の事件等即ち軍隊職工場及監獄作業に關し各種の要求及請願ありしに依り普國下院は質問を提出し詳細の答辯を要求したるに商工委員は精密なる答辯書

を造り其中に左の如く記載したり

請願書に謂ふか如く四人を拓地事業に使役するも良民労働者の業を失ひ若くは賃銀を下落せしめ不利益を與へたるとなし然れども四人殖民地設置に要する巨額の費用は各國の例に倣ひ控除せざるべからず

又三十年以來は何れに於ても普國監獄の一部に行はれたる如く郊外に在る大監獄に於ては監獄接近の田畝若くは菜園の耕作に使役するより他の方法を採用する能はざりし耕作作業を爲さんとする監獄位置に關する瑞牙人ハウヘル、クレミー、エクス氏の所説も亦之れと類似の主義なりとす

結局政府に於て四人殖民地を設くる能はす然るに一方に於て監獄自から管理し能はざるか如き大規模の耕作事業を四人をして爲さしめんとする時は受負人をして工業を受負はしむると一般耕作業に於ても亦受負人即ち土地所有者と約條を締結し受負業と爲すの外策なかるべし余の信する如くんは普國に於ては他何れの國に於けるよりも此手續を應用する場合最も多しとす

此方法を以てする四人使役に對する杞憂は余既に之を陳述したり内務及司法兩省に於ても之を等閑に附するとなく外役は其規則中刑の性質を變更せざるものに限るべしと規定せんとする意見なりし然るに實際の情勢は適、此意見適中せざるとあり數週若くは數月に過ぎざる短期の刑に處せられたる其地方の労働者に對しては四人の名を付せらるゝのみにして近隣の耕作地に就役するも嘗て良民労働者として爲したるに難易異なるなく加之ならず彼等は最早衣食に苦慮するを要せされば敢て苦痛を感じるなし同因と直接に交通するを許さざるは勿論他人との交通も遮斷す只逃走の稀なるを以て直ちに外役に於ける徳義作用の證と爲すべからず

余は亦茲に經濟に關する意見を陳述するの勞を吝まざるべし農業者の側よりは良民労働者の賃銀昇騰したるに依り利益を得る能はすとの訴を耳にすると數年にして他の一方に於ては數多の農民は農業に従事するよりも多額の賃銀を得るに依り皆工業に従事せんとし都府に集ると此くの如き狀勢は農業の利益上よりすれば必ず喜ぶべきにあらざれども亦之を挽回するの途なきにあらす即ち監獄附近の地は四人を使役して耕作せしむるにありと然れども余は之に反對の意見を有するものなり元來此くの如きは攻撃の理由として監獄内に於ける役業の内受負工業と一班種々の視點より統計的に造りたるものに過ぎざるなり

然れども監獄外に於て四人を使役する耕作の業及同受負業は全然之を排斥すべしとは杞憂に過ぎたる説と謂はざるを得ず此業種の如きも使役上注意を加ふるに於ては入監以來品行方正なる四人を其刑期の末期に於て使役し自由界に復歸するの準備たらしむるには適當の方法なりとすウエンツエル氏千八百五十四年四月十一日の法律を此解釋を以て適用せんと希望したることは既に述べたるか如し愛蘭、伊太利、匈牙利の諸國に於ても其形体は異なるも同思想を表示せり普瀟西下院に於ては代議士ストロツセル氏典獄たりし實驗に基き既に千八百六十八年同趣意の發言を爲したり

(未完)

●默雷生市川君に答ふ

於東京客舎 留 岡 幸 助

不肖監獄雜誌第五卷第二號に不定期刑論なる一文を草せしより、月を閲すること二ヶ月、未だ嘗て世人の

批評に接せず、然るに默雷生市川君ありて監獄雜誌第五卷四號に於て高批を辱ふし、不定刑期論に服する能はざる所以の理を縷述されしこと、余が説に賛成なると不賛成なるとを問はず、斯學に志さるゝ厚きに感佩せざるを得ず、

抑々默雷生の服する能はずと云ふ所以の理は左の數件にあり、

第一 君の言に曰く監獄は主として人を感化するの聖堂にあらす道德を教授するの學校にあらす、政治上の一機關にして外界的社會の秩序を維持せん爲め兇行者の行爲に對し、之れか懲戒を其肉体に實行し將來を戒しむるにあり、彼等の爲に慈母の愛とありて之を近かしめんよりは寧ろ嚴父となりて之れに慣れしめす近かしめず、嚴然其威嚴を維持するを以て主たる機關となすにあり、乃ち社會民の慈愛的和合の依るべきを知らしめ以て社會の自由民たるの志望を興さしむるにあり、余は罪囚の言を聞くに曰く我々は滿期放免となり社會に出づるを得るも社會にては何人も相手に致し呉れざるを以て生活するの途なし、故に止むを得ず罪を犯して監獄の厄介とならざるを得ずと果して然らば年々再犯以上の罪囚を増加するは監獄の責にあらす余は實に之を以て社會の責に歸せんとするなり之れ單に理論のみにあらす實際に於て然るべきを如何せん

と余は君に首肯する能はず、蓋し再犯以上の罪囚増加するは監獄の責にあらすとするか、素より出獄後保護の途充分立たざるは再犯の重なる原因なるは君の言ふ如く眞理なりと雖、監獄の不完全なるは再犯を出す原因の最の最たるものなること余の偏言にあらす、今日の難居制、我國監獄の不完全は再犯者を出す原因にあらすして、一つに其實を社會に而已歸せんとする乎、君其れ此を熟考せよ、

第二 君の言に曰く、宗教道德をして監獄の一つ要素なりとすれば之れ乃ち宗教道德なるもの政治界を侵奪するものあり、故に君が所謂感化主義に原因する不定刑期説に服する能はず

との文又余不肖にして解する能はず、論者の言の如く宗教道德を以て四人を感化せば政治界を侵奪するものなりとすれば何を以て四人を感化誘導するか、此か爲に君は不定刑期論に服する能はずとは更に理のある所を見る能はず、

第三 君の言に曰く、故に人の心神に屬する宗教道德の事を監獄に應用するは一つの變則なりと云ふも強ち謬言にあらす何とすれば感化を以て社會の實めに歸するときは其方法社會に存せざるを得ず社會に存するときは政事否監獄は其方法を設定するの必要なければなり

不肖幸助學淺く識足らずして君の論更に解し得ず遺憾之より大なることなし、茲に不肖が君の言を引用したる語即

故に人の心神に屬する宗教道德の事を監獄に應用するは一の變則なりと云ふも強ち謬言にあらす云々とは謬言か過言か君須らく默想沉思せよ、行刑場たる監獄の目的は何ぞ一は以て社會を毒したる破法者を懲罰し、二は以て社會を保護する點よりも又破法者自らを不憚に思ふより本然の性に改悛せしむるは監獄其自身の忘る可らざる二大要件ならずや、此二大要件を充して以て改悛者を起すには宗教道德の力を借りされは何を以て乎其目的を達するを得ん、然るを君は心神に屬する宗教道德の事を監獄に應用するは一の

變則なりと云ふは何たる意そや、不肖學淺くして更に解し能はず、

第四 君の言に曰く、第二に付ては犯罪を理論的に解釋し來つて實際に誤まりを招くのみならず第一の經濟的の理論と相矛盾せるを覺らざるものゝ如し

今之之を概括して論せんとす凡る人の幽昧裡に存する悛改したるや否なを知ると極めて難し不定刑期説によれば彼の殺人罪中一朝の怒りに乘し鬭爭人を死に致したるもの始より殺意なきを以て對手人の死を見るや恐怖愛憐交、心裡に往來し憂慮措く能はず乃ち死尸に臨んで號泣罪を謝するものなきにあらず如斯ものは直に改悛したるものとして放免せざるを得ず

と謂ふ論者よ不定刑期主義を今日の如き不進歩不完全の我が監獄界に實行するものと思ふ勿れ、余が不定刑期論を録したるは今の不完全なる我監獄界に實施したと言ひしにあらず、監獄改良進歩の曉には不定刑期は是非必要なる一法にして又此の如き有益正理なる宣告法は採用せざる可らざることを論したるまでなり、今現に北米合衆國エルマイラ監獄に於て執行しつゝある不定刑期は米國一般に行はるゝ刑法の範圍内に於て執行するものにて假令は強盜人を傷したる罪刑法に於て有期徒刑十五年と規定せば其刑期中の最長期即ち十五年の範圍内にて不定期(放免に關しては)に宣告し、改悛の實蹟はれなば典獄の方すにて之を放免するなり、云はゞ目下米國に實行しつゝある不定刑期は定期刑中の不定刑期即ち之を放免するにつきては典獄の方すにて刑法の命ずる定期中にて放免するものなり、故に論者の説の如く人を死に致したるもの如何に死尸に臨んで號泣罪を謝するものありたりとて直に放免すべきものにあらず、又假令完全なる不定刑期を實施したらばとて論者の説の如く後悔の色顯はれたるを以て直に放釋する如き輕卒の舉動は萬々あり得可らさるゝとなり、不定刑期の監獄には罪人を心理學上より、又生理的觀察上よりも精細なる視察を遂げ諸種の試験を経て始めて善なるものは放釋し、惡なるものは留置するなり、論者請ふ此點に關して杞憂を懷く勿れ、

君又曰く然るに論者の説の如く監獄の機關手たる典獄に如斯權を付與するとすれば典獄は少くとも社會に對し他日如斯所爲に習はしめず之を防衛して再び爲さしめさると其犯人の改悛したることを保證するの責を負はしめざる可らざるのみならず、吾が大坂監獄の如きは四千人内外の囚徒を有せり典獄は其各囚に對し信心悔悟したるや否なを知ると極めて容易ならず、然れども論者の説の如くすれば典獄は尙ほ之れを保證し得べき丈の明なかる可らず、

君其れ余か不定刑期論に於て錄せしとを再讀熟考せよ、余は前にも言ひしが如く今日の如き不完全なる社會に不定刑期を實行すべしと言はず當々其主義の眞理に適するが故に何れの世乎進歩せし時に於ては不定刑期主義を實行したとの外ならず、然るを君は完全なる不定刑期主義を今日我監獄界然かも不完全極まる我監獄に適用せんとすればこそ君の如き故障も生ずるなれ、君其れ熟考再思せよ余は大坂監獄に之を實行せよと言ひしにあらず、

君は又放免者の性行改悛は典獄に於て其實を負はねばならぬとせば我大坂監獄四千人内外の囚徒を有する監獄には到底出來得可らざるなり、との語ありと雖も其は大早計の甚きものなり、凡そ監獄に罪囚を拘

禁して完全なる視察を遂げ適切なる處遇をなさんとせば在監囚四百若くは五百人の員數は大概監獄學者の適當なる員數となす所なり、然るを一監獄に四千人も拘禁する君の奉職しつゝある大坂監獄の如きは其四員に於て不適當なるは一見誰人も知る所なり、

且又君は放免者に對しては典獄其實を擔ひ放免者の改悔を保證することにつき迷惑をうに言ふと雖も放免者につきては之を放免するからには保證の責を擔ふは當然の事なり、不定刑期主義を實行する監獄の放免者にあらずとも、出獄放免の罪囚に對して典獄其實を擔ふは當然のとなり、其四員の四千人なると少員數なるを言ふこと勿れ、然ればこゝ内務省は頻りに囚人を個人的に處遇觀察せよと言ふにあらずや、

第五 君の言に曰く、犯罪の多數は精神上薄弱にして病的乃ち身軀器關の不發育及缺損に歸因する者多しと然れば犯罪にも亦一種の天刑病血液不潔遺傳 諸思等の如くありて彼等は如何に治療を施すとも到底全癒すへからざるものあり、又た俗に持病と云ふが如きものあり是れ亦容易に全治の期を見ることが出来るものあり是等のものに對する施術に至つては庸醫と雖ども之を根底より治するの術を施さず何となれば其生命を愛すればなり然らば如何にすへきそ只其甚しきに至らざらしめんか爲め發作時に於て一時之れか手當を爲し措くに若くはなし、不定刑期主義に依れば終身之を病院に留め置かざる可らず其不經濟なること果して如何ん

論者よ囚人中天刑病として改悔せざるものありやなきやは罪科學(Criminology)に於て一大問題なり如何なる學者も改悔せざる罪人ありと斷言するものあらざる可し、成程以太利のロンブローゾインスチンクティフなる學者も改悔せざる罪人ありと斷言するものあらざる可し、然るに君は專斷的にも天刑病の名を以て天性改悔せざる罪人ある如く論斷するは大早計のことならずや、よし又終身改悔せざる罪囚を不定刑期主義によりて終身監獄に拘禁したればとて不經濟とは何ろ、君は其れ改悔せざるものを只義式に放免して又そろ社會を害さしめ、後又之を監獄に拘禁すること不經濟とは思はざるか、不肖幸助茲に至りて君に答ふへき語なし、君之を再思せよ、

君の末文を熟讀すれば愈々不定刑期を今の世に實行せよと言ひしが如く思へり、甚しき誤ならずや、主義の善き程之を實行する人物善からされは害ありて益なしとは不定刑期論文中丁寧に述べ置きたり、君それ此點につきては過慮する勿れ、不肖尙ほ君に答ふへきこと多しと雖、近々の内渡米せざる可らされは寸陰甚た少なし、意を悉して君に答ふる能はざるは憾とする所なり、君若し不定刑期につき尙異論あらは不肖知り得る丈は胸襟を開きて互に相論議せん、君其れ國家の爲に斯業の爲に自愛せよ、

通 信

如くにして本會の爲め特に有松内務書記官臨場せられたり

●三池集治監井九州沖繩各縣獄務

會議事錄

明治廿七年四月十六日開會本會に列席せし會員左の

三池集治監典獄	菅井誠美
熊本縣典獄	小池浩輔
長崎縣典獄	山室元吉
沖繩縣典獄	奥川恭安
佐賀縣典獄	藤澤正啓

福岡縣典獄 木戸 麟
大分縣典獄 矢部 太一郎
鹿兒島縣典獄 鈴木 和介
宮崎縣典獄 河保 政幹
三池集治監看守長 山口 卯太郎
沖繩縣監獄書記 近藤 俊夫
熊本縣監獄書記 渡邊 政温
福岡縣監獄書記 山座 龍太郎
佐賀縣監獄書記 鶴 善作
大分縣監獄書記 古川 利徳
鹿兒島縣監獄書記 福崎 龍熊
宮崎縣監獄書記 野村 龜次郎
宮崎縣看守長 富田 通彥
一本會は昨十五日より開會の筈なりしも未着の會員等あり依て同日は事務の打合に止め閉會したり
一前會決議に依り開會地の典獄會頭席に就く議事に先ち職員書記官は知事に代り臨席挨拶を述べられ續て有松内務書記官より左の如く一場の演説あり
たり

演説筆記大要

此度本縣に於て開かるゝ三池集治監并九州沖繩各縣けあるは勿論なれども只憶らくは事務の實際を視察するに監獄則を改正せざるも監獄費國庫支辨にあらざるも官吏少なきも獄舎不完全なるも此儘にて尙他に改良すべき處は一にして足らざるのみならず獄務の實際は當局者平生の言論と一致せざるもの少なからざるか如し其一例を上くれば看守押丁か四人に私語するものあり是監獄の紀律を紊すものと謂はざるを得ず又事務上の帳簿を調査すれば書類編綴の不足あり或は甚きに至ては典獄の決判を要すべき書類に典獄の印なきものあり之れを問へは曰く未だ編綴に暇あらずと曰く押印漏なりと果して其實を盡したるの言なる乎又會計事務は尤も大切なものにして典獄は重大なる責任あるにも拘はらず其帳簿を調査すれへ違算記帳漏れ等不整理の點を發見すること其例に乏からず現に或る二三の監獄の如きは諸君も知らるゝ如く之か爲に失体を來したることあるに非ずや以上は唯一例を挙げたるに過ぎず此他指を屈すれば救擧に暇あらず或る東方地方に於ては監獄巡閱の際巡閱官に於て事務の不整理を咎めしかば典獄は仕方あらざれば不整理は不整理の儘復命あるへしとの答を爲したりと是れ載せて復命書にあり實に慨歎に

獄務會へ臨場の爲出張を命ぜられたるは小生に取りて光榮とする所なり小生は近來内務省に奉職したるものにして殊に職務上の經驗は甚た乏しく願て獄務熟練の諸君と會して其高説を拜聴すれば小生の幸福之に過ぎず今却て諸君に對して彼是嗽々するは寔に潜越の至りありと雖實は警保局長よりも諸君に御話致し置くべしとの注意もあり又小生も聊か感ずる所なきにあらざるを以て御挨拶を兼一言せんと欲す獄務の要局に當らるゝ典獄の責務の實に重且大なるは今更喋々を要せず幸に諸君の熱心と勉勵とに依り獄務上の理論漸く進み近來益見るべきものあるに至れるは國の爲に賀すへき所なりと雖其實務に至ては猶多少の遺憾なきにあらざるなり折々内務省より出張巡閱の際にも事務整理上のとを典獄に問へは中には監獄則不完全なる故監獄の紀律を維持する能はずと答ふる人あり又中には監獄費國庫支辨とならざるか故に事務擧からずと答ふる人あり或は獄舎構造の不完全を口實とし或は吏員の不足を辨柄として事務不整理の辨解を爲さるゝ人あり成程監獄則の未だ改正せられざる獄舎の未だ改築せられざる獄費の地方支辨する吏員の不足なる是等は改良の點に多少の妨

勝へざるなり凡ろ何事に限らず理論及實際は併行進歩せざるへからずと雖兩者の權衡は事柄に依りて輕重なきを得ず例は裁判所の如きは理論を標準として裁判を下すを以て其當務を盡したるものなれども監獄の事務に至ては理論よりは寧ろ實際の取扱に重を置ざるを得ず拘置監に於ける殊に注意せされは裁判上の害となるとあり夫の被告人互に談話するか如き其事件は抑も被告事件に關する談話を多しと爲す或は刑罰を遁れんか爲め種々の通謀を爲すか如き或は判事に對する答辨の方法を私議するか如き或は他日四人監に於て刑の執行を受くるの心得を談するか如き是れ小生の或る拘置監に於て目撃したる所にして實に言語同斷のとならずや是等は是に豫審の妨けを爲すと勿論にして必竟看守怠りたる時は即如此不都合を生すへしと思ふ要するに獄務に付ては夫れ官吏の責任ありと雖も其實の歸する處は必ず典獄に在り監獄の不紀律不整理は典獄監督の不行届に起因せずと謂ふを得ざるへし蓋し今日に於ては監獄に關する理論の進歩し居るは内務省の頗る満足する所なれども實務の進まざる就中之か弊害の百出せるは内務大臣に於ても大に之れを憂へ且遺憾とせらる

、所なり御承知の如く警保局長も獄事上には非常の熱心家にて且經驗ある人なるが前陳の事情に付ては常々心配せらるゝなり兼て承るに九州各縣監獄は他の地方の監獄よりは稍々進歩し改良の實蹟はれ居る由故に九州各監獄には決して右等の如き不都合あらざることを信じて疑はざる所なりと雖ども或は萬一にも不注意のとなしども云ひ難し他縣の事なりとて對岸の火災視すべきにあらざるなり今此席に於て一言し置くことは強ち無用の辯にあらざるへし幸ひ九州各縣典獄の聯合會に際し大略警保局長の意を承け茲に一言して諸君の教を請ふ

○決議録

鹿児島縣提出

第一號按
第一 刑ノ執行指揮書ヲ一定スルノ件(難形略ス)
決

第二 看守奉職中五ヶ年以内ニ病氣若クハ自己ノ便宜ニ依リ辭職(ハ除シテ)セシ者ハ二ヶ年間看守巡查ニ採用スヘカラサル内訓ヲ受セラレン
ト望ム
決

第三 看守數目増減ヲ一ヶ月以上二ヶ月以下ニ改正セラレント望ム
決

第十 勾引狀ヲ以テ收監スルモ對支ナキヤ
各縣適宜
決

第十一 監獄執行地ハ確實ナラスト認ムル者ニ限リ之カ取調ヲ爲スヲ可トスルヤ
原按ノ通
決

第十二 名籍原簿記載例中第十一ノ數百第十二ノ宗教ハ教誨師ニ記載セシムルヲ可トスヘキヤ
各縣便宜トスル
決

第十三 同第十三ノ體格人相等ハ監獄醫ニ記載セシムルヲ可トスヘキヤ
各縣便宜トスル
決

第十四 收監番號ハ其收監ノ順序ヲ追テ之ヲ付スルヲ可トスルヤ又ハ四名目錄ノイロハ別ニ依リ順序ヲ追テ番號ヲ付スルヲ可トスルヤ
收監番號ノ順序ニ依ル
決

第十五 在監人ノ他管ヘ押送スル場合ニ於テハ四人刑事被告人トモ名籍原簿ノ寫ヲ送ルヲ可トスルヤ
原按ノ通
決

第十六 監獄收入官吏ノ任免ハ互ニ通知スルヲトナシテハ如何
原按ノ通
決

第四 囚徒服役中兩便ノ度數各縣一定ニスル
決
前同上
午前午後各二回還房ヨリ就寢迄起床ヨリ開監迄各一回トス但就寢ヨリ起床迄ハ制限セサル
第五 處罰(施款ヲ除ク以下同シ)執行中ノ者ニ按見ヲ出願スルトキハ之ヲ許サハルヲ可トスルヤ
決

第六 處罰執行中ノ者ニハ入浴ヲ許サハルヲ可トスルヤ若シ許サストスルモ開室ハ許サハルヲ可トスルヤ
決
止ヲ得サル場合ノ外許サハル
許サハルヲ但病禁ノ如キ數十日ニ滿ルモノハ湯又水ヲ與ヘ身體ヲ淨拭セシムルモノトス

第七 獄務概則第五十七條ニ懲罰中并處罰後ハ一ヶ月以上二ヶ月以内食物要求ヲ停止ストアリ司法處分ノ場合モ之ニ準スルヲ可トスルヤ
決
原按ノ通
前項ヲ讀スルニ當リ左ノ疑問ヲ生ス故ニ問題ト爲シ願スル
トセリ

第八 獄内ニ於テ罪ヲ犯シ檢事ニ告發シタル場合モ尚ホ獄罰處分スルカ一定シケン
決
主務省ニ經伺スル
第九 看守補丁ノ住居地ハ制限ヲ設ケヘキヲ可トスルヤ
決

第十七 懲治人ノ執行ハ上訴期限ノ經過ヲ待ツヲ可トスルヤ
決
原按ノ通
議決スヘキモノニ非ラサルヲ以テ區々ノ執行指揮ナル事情ヲ出張官ニ復命セラレントニ決ス

第二號按
第一 雇工錢決算ノ一定ヲ望ム
決
月計算トスル
第二 囚人身分帳附屬領貨物表中携有金受拂ノ書式アルモ金錢ノ出納ハ一定ノ規則アルヲ以テ時々ノ收支ヲ略シ放免ニ際シ支出殘額ヲ登記シ本人ニ示スニ止ルヲ望ム
決

第三 已決刑執行中(拘留ヲ除ク)余罪ノ宣告ヲ受ケタル者アルハ休役ノ上復考セシムルヤ否一定ヲ望ム
決
休役セシメサル
第四 在監人轉監ノ際領置物品交付方一定ノ規程ヲ望ム
決
本案ヲ可トシ臨場官ニ交付方差支ノ議ヲ復命セラレントニ決ス

第五 身上算取調ノ件
決
一第八ハ記載例ニ據レハ單ニ刑名刑期ヲシテ記載スルカ如シ然レモ
第二十五

右ハ精密ヲ要スルモノニ付姓名及宣告裁判所ヲモ取調テハ如何

決
原按ノ通

第二第九第十第十三ノ父母其他親族ノ行狀ハ死亡者ニ對シテハ生前ノ行狀ヲ取調ルヤ否

決
原按ノ通

第三第十ノ其他ノ親族ハ祖父母及伯叔父母ハ必ス記入スベシトアルニ據リ右ニ止ルカ又ハ其他モ記入スルヤ又其住所等モ取調フルヤ

決
取調得ル限リ記載スル

第四第十一ノ財産ハ本犯罪ノ主ニシテ其戸主タル父又兄等ニシテ財産ヲ有スルハ之ヲ取調ヘ其旨ヲ記載スルヤ

決
原按ノ通

第六 身分領取ノ件
一終結シタル身分帳ハ之ヲ編綴スルヤ否之ヲ編綴スル者トセハイロハ分等ニスルヤ或ハ出監番號頭ニ編綴スルヤ何レニ歟一定ヲ望ム

決
各縣適宜トスル

第三號按

第一 監獄事務分課標準中給與ノ事務(在監人ニ係ルモノ)ハ第三課ノ分掌ニ屬セラレンヲ希望ス

決
本署ヲ可トシ出張官ニ本會ノ希望ヲ復命セラレンニ決ス

決

停止スルヲ可トス

第三 身分帳簿中ノ記載方主管ノ區別如何

第四 教誨師辭令書式及勤務方法如何假令ハ出勤簿ノ設否出退ノ刻限引入届出等ノ件

決
一定シカトシ

第五 各縣ヨリ寄託囚費トシテ受入レタル一日廿錢ノ金額ハ地方税雜收入ニ編入アルヤ

決
原按ノ通

第六 在監人ヲ他ノ被告事件又ハ參考人等ノ爲メ裁判所ヨリ出廷ノ召喚アルハ一面典獄ヘモ必ス通知アルヲ要ス否サレバ豫メ旅費日常等ノ請求方ニ差支アリ

決
通知ヲ受クルノ必要ナシ

第七 各縣分課組織ノ方法ヲ一定スル事
假令ハ炊事被服工錢收入餘額ノ出納看守押丁ノ召募等ニ關スル件

決
第三號按第一項決議ノ通

第八 寄託金ト工金ト人別簿ヲ合併スルノ利害如何

決
各別ニスル

第二 身分帳取扱例第一項中ノ現員表ハ様式ヲ一定セラレンヲ希望ス

決
一定セサル

第三 刑罰三ヶ月以下ノ囚人ハ身分帳中行狀ヲ簡略ニシ其他ハ聽テ該様式ニ準據スル事

決
原按ノ通

第四 在監人ノ寫眞ハ受刑後囚人身分帳中ニ保存スル

決
原按ノ通

第五 在監人親屬故舊間ノ通信中詩歌ヲ交ヘ寫眞ヲ添付シ又ハ寫眞ノ差入ヲ請フモノアルハ一般ニ差入物又ハ信書ト見做シ取扱フ事

決
成ル可ク許サハル

第六 監獄醫務上協議ノ爲メ毎年一回監獄醫會議ヲ開設スル事

決
醫師教誨師隔年徒ニ會同スル

第四號按

第一 新任ノ看守ニハ月俸七圓ノ辭令ヲ渡し置キ教習卒業ノ上更ニ八圓ノ辭令ヲ相渡スベキ順序ナルヤ

決
原按ノ通取扱フ

第二 看守給助例ニヨリ年金ヲ受ケタル者押丁又ハ裁判所公廷取調者タハ屋等ニ採用スルモ年金ノ停止ニ及ハサルヤ

決
一段ヲ加ヘテハ如何

第九 囚人會糧ハ大分監會議ノ議決ニヨリ實施アルヤ段級ニ五勾宛ノ一段ヲ加ヘテハ如何

決
五勾ノ段級ヲ設クルニ及ハサル

第十 囚名目録ハ數年ニ續續使用スル方便利ナルヲ以テ各縣ノ意見如何但刑事被告人々名簿モ又同シ

決
繼續使用スル

第十一 囚徒就役ノ際肩掛又ハ前掛等ヲ公然使用シ得ル事ニ伺ヒ定メ置ク方如何

決
主務省ヘ經伺スル

第十二 統計表用式ヲ一定セサラシメテハ如何

決
別表ノ通一定スル

第十四 拘留刑ヲ言渡サレタル本人ニ於テ意存ナキモ確定マテハ執行シ得サルモノニシテ各縣ノ取扱如何

決
佐賀縣經伺中ニ付指令ノ上通知スル

第十五 書式ノ領置表ニヨレハ金員モ記入アリ檢査院證明上別ニ證書ヲ徵收スルハ二重ニナリ居ルカ如何

決
答在受拂殘品云々出張官ノ指示ニ依リ決定ス

第十六 身分帳中出獄受事主任官氏名印トアルハ典獄ノ氏名印ヲ用ル

方如何

決

第十七 身分帳回覽書囚人ノ名下ニハ捺印セシムル方如何

決

捺印セシムルニ及ハサル

第十八 廿五年大分縣ニ於テ會開ノ節在監人重病ニ罹リタル場合獄外ノ醫師ニ診察ヲ乞フ者許可ノ議決ハ不適當ニ付取消トシタシ

決

原案ノ通

第五號案

第一 看守警約年限ヲ一定セラレント望ム

決

長崎縣提出

警約年限ヲ七年ト設ケラレ度本會ノ希望ヲ臨場官ヨリ復命セラレント決ス

第二 在監人ヲ減少スル爲メ輕微ノ犯人ハ可成監獄ニ拘留セシメサル様其筋ニ向テ建議ノ事

決

警部長及檢事正ニ協議シ一面ハ本會ノ事情ヲ出張官ニ復命セラレント希望スル

第三 監査看守官與ハ各縣區々ナルヲ以テ一般ニ支給スル機其筋ニ向テ建議ノ事

決

各縣適宜ニスル

第四 囚人ニ差入用紙ヲ許スニ付テノ可否

決

警察ノ保護ニ托スル

第六號案

第一 在監病者ノ統計ヲ一定スル事

決

大分縣提出

病者ハ休役以上トスル

第二 囚人被服ノ着用期限ヲ一定シタシ

決

各縣適宜トスル

第三 獄則違犯者ニシテ減食執行中重テ減食ニ該ルベキ犯則アリタルハ繼續執行スルモ七日以上ニ及フ者ハ一日打切り更ニ執行スル

決

原案ノ通但一日ヲ中斷スル

第四 監房敷設座ハ還房後直ニ使用セシムル事ニ一定シタシ

決

原案ノ通

第五 病者ニ給與スベキ滋養物ハ左ノ種類ニ一定シタシ
一牛乳 一魚類 一獸肉 一鳥肉 一鰻卵
一噌哪 一葛 一詣

決

各縣適宜トスル
第六 食費ヲ償ヒ得タル者ノ食物買入種類ヲ左ノ如ク一定シタシ
一獸肉 一鳥肉 一鰻卵 一魚肉 一野菜類

決

第五 必用アル場合ノ外許サヘル

決

第六 後會迄ニ其効果ノ取調ヲ爲ス
軟誨師ノ服裝ヲ一定シ及ヒ之レカ年齢ニ制限ヲ設ケル事

決

一定シカタシ

第七 刑事被告人ニ宛タル信書ヲ典獄ニテ開封スルノ可否

決

封ノ體裁判所ニ送付スル

第八 囚人ノ食費ヲ算出スル標準如何

決

米麥藁代新代ノ四種ニスル

第九 監獄ニテ食料ヲ製造スル可否

決

製造スルモ支ナキ

第十 囚人著席頭序ハ如何ナル標準ニ依ルヲ可トスルカ

決

行狀ノ善長ナルヲ上席トスル

第十一 刑罰六月以下ノ囚人ニハ身上ニ付キ警察ヘノ照會ハ省略スル

決

原案ノ通

第十二 勞務乳兒アリ其母死亡シタルハ原籍ヨリ引取ル迄ハ該兒ハ依然入監セシムル事ヲ得ヘキヤ

一千物類

決

同上

第七 食費ヲ償フモ行狀不良ノ者ハ食物ノ買入ヲ許サヘルニ一定シタシ

決

成ル可ク此方針ヲ求ムル

第八 囚人余罪ノ爲メ拘留狀ヲ受ケタルハ別房ニ留置シ一般囚徒ノ扱ヲ以テ座作ノ業ニ服セシムルニ一定シタシ

決

原案ノ通

第九 在監人臥具ハ冬期(十二月)ニ限リ二ツ折トシテ被下敷セシムル事ニ一定シタシ

決

從前ノ通

第十 給與工錢ヲ費消スルハ領置金高ノ凡三分一以內ニ於テ之ヲ許シ又親族ヲ扶助スベキ費用ハ三圓以上ニ超過シタル領置金高ノ三分一以內ニ於テ之ヲ許スニ一定シタシ但特別ノ場合ハ此限リニ非ス

決

原案ノ通

第十一 規程アル諸表ヲ除ク外便宜上ヨリ調製シアル諸表ヲ一定シタシ

決

當分從前ノ通
第十二 明治廿五年五月大分縣ニ開キタル會議ニ於テ決定セシ囚人食糧表別表ノ追加シタシ

第十三 刑事被告人監房外ニ於テハ深編ミ笠ヲ用ヒシムルニ一定シ
決
原案ノ通り

第十四 刑事被告人中共犯者アルハ房口名刺札ニイロハノ符合ヲ附
シ識別ニ便ナラシムルニ一定シタシ
決
原案ノ通り

第十五 明治廿五年五月大分縣ニ開キタル會議ニ於テ決定セシ在監人
ノ亂給ニ對スル答辭ヲ廢止スル
決
原案ノ通り

第十六 身分換取換例第三項監視執行ノ場所取調照會ノ次キニ回答ノ
項ヲ設クル
決
原案ノ通り

第十七 回覽表中ニ第一課長認了ノ文字アリ其範圍如何
決
認了ノ文字ハ書スルニ及ハサル
第十八 囚人出監時主刑ニ引續キ罰金換刑執行ノ際ニ記入スルノ扱ナ
ルヤ但別紙第二號式ノ如ク一定シテハ如何(第二號式ハ略ス)
決
各縣ノ便宜ニスル

第十九 在監人ニ給スル飯ノ配量方ヲ一定シタシ
決
第六 外役囚ハ規程ノ動作時間内就役セシメ往後往費スル時間ハ右規
定以外ト爲シ居ルヤ
決
往後ニ要スル時間モ規定以內トスル
第七 炊事ニ要スル囚徒ノ就寝時間ハ他囚ト同一ナルヤ
決
通常囚ヨリ一時間前ニ就寝セシムル
第八 號案
決
第一 看守製裝ヲ爲シタルハ白色ノ立襟及カフスヲ用ユル事
三池集治監提出
三池集治監提出
決
第二 兩番之訴ニ依リ原裁判ヲ破毀セシ者ノ取扱方一定ノ事
三池集治監提出
決
第三 廿五年五月大分縣ニ於テ開會ノ節十六歳未満ノ幼者ニハ面會ヲ
許サヘルニ決議シアアルモ場合ニ依リテハ許可スルニ改メタシ
決
原案ノ通り

第四 監房内へ訓言誡諭(格言提)指示之可否
決
指示セサル
第五 屏禁囚免役日ニ課役ノ可決
決
主務省ニ經伺スル
第六 無定役囚屏禁料罰ノ可否
決
主務省ニ經伺スル

第二十 在監人ノ飯量ハ盛相或ハ斤量ヲ以テ掛ケ渡ス等アリテ各縣區
々ナラン何レカ一定ニナシタシ
決
從前ノ通り
第七號案
決
第一 女監取締ノ禮式法ヲ一定スルノ訓令ヲ發布セラレタキ
決
從前ノ通り
第二 授業手ノ待遇ヲ傭員同様ニシ併セテ其懲戒法ヲ一定スル事
決
傭員同様ノ待遇及懲戒ヲ爲シ且服裝ハ成ルベク袴洋服ヲ着
セシムル
第三 監獄ノ參觀ハ著流ノ僱許サヘル
決
原案ノ通り
第四 獄則ニ違犯シ處罰中ノモノ父母ノ喪ニ遭フハ懲罰ヲ中止スル
事
決
主務省ニ經伺スル
第五 刑事被告人ニ數物ハ(毛布座團)一切許サヘル
決
原案ノ通り

第七 看守點檢法一定ノ事
決
從前ノ通り
第八 囚徒動作時間一定ノ事
決
從前ノ通り
第九 朝夕囚員點檢法一定ノ事
決
原案ノ通り
第一 點檢ノ號令ニ從ヒ兩手ヲ腰ノ上ニ置キ垂頭セシム
定
原案ノ通り
第二 已ノ番號ヲ呼バル、ニ從ヒ順次頭ヲ上ケ兩手ヲ腰上ニ置カシム
決
原案ノ通り
第十 囚人敬禮法左ノ通一定ノ事
決
原案ノ通り

第一 監房ニ在テハ
一 氣ヲ付 此令ニテ全監一齊ニ姿勢ヲ正フセシメ官吏ノ監視
決
二 當リ垂頭敬禮セシム
適宜トスル
一 上場ニ在テハ
決
適宜トスル

通信

三十二

一 氣ヲ付一 此令ニテ役業ヲ中止シ姿勢ヲ正フセシム
決 原案ノ通

一 敬禮 此令ニテ兩手ヲ膝上ニ置き垂頭敬禮セシム
但起立セシ者ハ直立ノ儘兩手ヲ垂下シ兩股ノ外部ニ當
テ體ノ上部ヲ前面ニ傾ケ敬禮セシム
決 原案ノ通

一 直レ 此令ニテ原位ニ復セシム
決 原案ノ通

一 途上ニアルハ
一 止レ 此令ニテ進行ヲ止メ姿勢ヲ正セシム
決 原案ノ通

一 敬禮 此令ニテ兩手ヲ垂下シ兩股ノ外部ニ當テ體ノ上部ヲ前
ニ傾ケ敬禮セシム
決 原案ノ通

一 直レ 此令ニテ原位ニ復セシム
決 原案ノ通

一 進メ 此令ニテ進行セシム
決 原案ノ通

一 式場ニ在テハ
第十三 工場ニ在テハ出入口ニ背向セシムルノ可否
決

第十四 成ルベキ方針ヲ取ル
敬禮及ヒ諸式場ニ於テ無實表者ヲ前列ニ著坐セシムルノ可否
決

第十五 有實表者ヲ前列ニ著セシムル
無實表者ハ可及的看守接近ノ場所ニ在テ服役セシムル事
決 適宜トスル

第十六 審問ノ爲メ別房ニ留置スルハ必要ノ場合ニ限リ之ヲ行フ事
決 原案ノ通

第十七 理髮師願書信着讀(共)等ハ服役時間外ニ於テセシムル事
決 原案ノ通

第十八 理髮入浴度數一定ノ事
決

第十九 理髮一ヶ月一度剃鬚ハ同三度入浴ハ四月ヨリ十月ニ至ル一
週間二回成ハ三回十一月ヨリ翌年三月ニ至ル全一回成ハ二
回トスル
決 囚人ノ履物一定ノ事

第二十 晴雨トモ木履トスル
決 食堂ノ設ケナキ監獄ニ在テハ飯蓋ヲ用ユル事

第二十一 成ル可ク飯蓋ヲ設クル
休役日等食糧給與方一定ノ事

一 氣ヲ付一 此令ニテ姿勢ヲ正フセシム
但シ椅子ニ倚リタル者ハ起立
決 原案ノ通

一 敬禮 此令ニテ兩手ヲ膝上ニ置き垂頭敬禮セシム
但シ起立セシハ兩手ヲ垂下シ兩股ノ外部ニ當テ體ノ
上部ヲ前面ニ傾ケ敬禮セシム
決 原案ノ通

一 直レ 此令ニテ原位ニ復セシム
決 原案ノ通

一 夜間ハ號令ヲ用ユル事ナク適宜敬禮セシム
決 原案ノ通

一 敬禮ハ典獄ニ對シ之ヲ行ハシムル
但書記看守長敬禮師ニ對シテハ説示命令及點檢ノ片ニ限リ
敬禮セシム
決 原案ノ通

第十一 押送途中ノ行狀録ハ無遺漏送付ノ事
決 原案ノ通

第十二 監房坐席番號付書方一定ノ事
決 一定セサル事

前日ノ食糧ヲ給スル
決 第二十二 強役者一時輕役ニ服スル片食糧一定ノ事

決 役業相當ノ食ヲ給スル
第二十三 減食解免後ノ食糧一定ノ事

決 役業相當ノ食ヲ給シ一定セサル
第二十四 食費償否ノ關ハ現賄額ニヨルヘキハ勿論ナリト雖モ免役日
ノ食費ヲ加算スルノ可否
決

免役日ヲ除キ償否ノ取調ヲ爲ス
決 第二十五 科程増減ノ標準一定ノ事

前月ノ成績ニ依リ増減スル但技倆ノ判明ナルモノハ此限
ニアラス
決 第二十六 新入囚科程賦課ノ方法一定ノ事

決 適宜トスル事
第二十七 服役囚ニ配賦ス可キ作業量一定ノ事

決 一定シ難シ
第二十八 工業受賃人工場出入取替ノ事

決 成ルベク入場セシメサル
第二十九 日曜日及免役日敬禮ト雖モ可成性質行狀及犯數等ニヨリ

通信

三十三

分ヲ爲ス事

決

成ル可ク此方針ヲ取ル

第三十 毎日休役間及座房敷設ヲ施行スル事

決

前全上

第三十一 押送敷設施行ノ事

決

前全上

第三十二 押送番號一定ノ事

決

別ニ設クル

第三十三 看守番號法ヲ一定スル事

決

原案ノ通但三池集治監ニ於テ起稿ノ客ニ付各縣ニテ現行ノ規則ヲ送付スル

第三十四 行狀録ニ記載スル體量測定ノ場合如何

決

一期ノ終リニ測定スル

第三十五 門衛取締方法 閉鎖來意尋問 出門證 番衛場所

決

原案ノ通但番衛場所ノ門内トスル

第三十六 新入收免者別房中ノ服役法如何

決

各一日休役セシムルヲ得ベキ

第三十七 刑罰ノ性質ニ關スル事

決

典獄監視ノ際囚員及其狀ノ如何ヲ報告スル事

第四十六 原案ノ通

決

宮崎縣提出

第九號案

決

各縣適宜トスル

第二 各警察署ニ於テ執行スヘキ拘留囚ニ貸與ノ衣類臥具ハ成規ノ如ク體色ノモノナルヲ實際ノ取扱方如何

決

目下區々ナルモ漸次成規ノ如ク取扱フ

第三 囚人身分帳中懲罰ニ關スル處罰ノ場合ハ典獄ヨリ宣告スルヲ可トスルヲ又ハ一期間ノ延日數ニ據ルヲ可トスルヲ

決

典獄ニ於テ宣告スル

第四 全上行狀表中第二十二目ノ工錢一日平均ハ現役日數ヲ平均スルヲ可トスルヲ又ハ一期間ノ延日數ニ據ルヲ可トスルヲ

決

免役日數ヲ除キ一期間ノ延日數平均トスル

第五 全上行狀表目作業ノ種類強弱ノ欄ハ記載方各縣ノ取扱振ヲ如何

決

作業ノ種類ト其役ノ強弱ヲ記スル事

第六 全上第二十七目懲罰種類ノ欄ニハ其種類ノミヲ記入スルヲ可ト

決

手短長肌日夏冬帽外品

第九 全上第五項ノ手續ハ寄留ノ者モ原籍ニノミ寄留地ニハ通知セサルヲ可トスル

決

第八 囚人身分帳中ニ作業表ノ設ケアルヲ以テ監獄則施行細則第四十二條ノ就業簿ハ之ヲ置クノ必要ナキカ如シ實際各縣ノ取扱方如何

決

原案ノ通

第三十八 發信封皮認メ方如何

決

從前ノ通各縣適宜ニスル

第三十八 獻立法如何

決

成ル可ク朝汁晝漬物晚夜付汁ノ類トスル

第四十 處罰后食物購求禁止中再ヒ禁止セラレタル者期限計算方如何

決

前後ノ禁止期限ヲ併算セス更ニ起算スル

第四十一 病囚ハ食費没與ノ可否

決

授與スルヲ得ル

第四十二 犯數計算法一定ノ事

決

入監ノ數ト一定スル

第四十三 看守休暇與法一定ノ事

決

有効期限二限ル

第四十四 晝勤夜勤交代期限一定ノ事

決

十日ト一定スル

第四十五 關室ノ構造ヲ一定スル事

決

スルヲ又ハ其度數ヲモ記入スルヲ可トスル

第七 在監人ノ體量ハ囚人身分帳中ニ當ツテ始メテ之ヲ量ルモノニレテ拘置監在監中ノ體量ハ調査ナシ置カサルヲ可トスル

決

調查ノ上名籍原簿ノ備考欄内ニ記入スル

第八 囚人身分帳中ニ作業表ノ設ケアルヲ以テ監獄則施行細則第四十二條ノ就業簿ハ之ヲ置クノ必要ナキカ如シ實際各縣ノ取扱方如何

決

作業表ニ依リ就業簿ハ設ケサル

第九 全上第五項ノ手續ハ寄留ノ者モ原籍ニノミ寄留地ニハ通知セサルヲ可トスル

決

原籍ニ通知スル

看守給與品保存期限表

決

原籍ニ通知スル

看守給與品保存期限表

決

原籍ニ通知スル

看守給與品保存期限表

決

原籍ニ通知スル

看守給與品保存期限表

決

原籍ニ通知スル

看守給與品保存期限表

決

原籍ニ通知スル

看守給與品保存期限表

通信

レシ食量トノ關係ニ於ケル成績ヲ亦タ男女ニ區別シテ相對照スル片ハ左ノ如シ

第二表

(甲) 男囚			
日數	年	減食人	員
一	四合	二合	六
二	四合	二合	六
三	四合	二合	六
四	四合	二合	六
五	四合	二合	六
六	四合	二合	六
七	四合	二合	六
八	四合	二合	六
九	四合	二合	六
十	四合	二合	六
十一	四合	二合	六
十二	四合	二合	六
十三	四合	二合	六
十四	四合	二合	六
十五	四合	二合	六
十六	四合	二合	六
十七	四合	二合	六
十八	四合	二合	六
十九	四合	二合	六
二十	四合	二合	六
二十一	四合	二合	六
二十二	四合	二合	六
二十三	四合	二合	六
二十四	四合	二合	六
二十五	四合	二合	六
二十六	四合	二合	六
二十七	四合	二合	六
二十八	四合	二合	六
二十九	四合	二合	六
三十	四合	二合	六

(乙) 女囚

日數	年	減食人	員
一	四合	二合	六
二	四合	二合	六
三	四合	二合	六
四	四合	二合	六
五	四合	二合	六
六	四合	二合	六
七	四合	二合	六
八	四合	二合	六
九	四合	二合	六
十	四合	二合	六
十一	四合	二合	六
十二	四合	二合	六
十三	四合	二合	六
十四	四合	二合	六
十五	四合	二合	六
十六	四合	二合	六
十七	四合	二合	六
十八	四合	二合	六
十九	四合	二合	六
二十	四合	二合	六
二十一	四合	二合	六
二十二	四合	二合	六
二十三	四合	二合	六
二十四	四合	二合	六
二十五	四合	二合	六
二十六	四合	二合	六
二十七	四合	二合	六
二十八	四合	二合	六
二十九	四合	二合	六
三十	四合	二合	六

日數	年	減食人	員
一	四合	二合	六
二	四合	二合	六
三	四合	二合	六
四	四合	二合	六
五	四合	二合	六
六	四合	二合	六
七	四合	二合	六
八	四合	二合	六
九	四合	二合	六
十	四合	二合	六
十一	四合	二合	六
十二	四合	二合	六
十三	四合	二合	六
十四	四合	二合	六
十五	四合	二合	六
十六	四合	二合	六
十七	四合	二合	六
十八	四合	二合	六
十九	四合	二合	六
二十	四合	二合	六
二十一	四合	二合	六
二十二	四合	二合	六
二十三	四合	二合	六
二十四	四合	二合	六
二十五	四合	二合	六
二十六	四合	二合	六
二十七	四合	二合	六
二十八	四合	二合	六
二十九	四合	二合	六
三十	四合	二合	六

第四表

日數	年	減食人	員
一	四合	二合	六
二	四合	二合	六
三	四合	二合	六
四	四合	二合	六
五	四合	二合	六
六	四合	二合	六
七	四合	二合	六
八	四合	二合	六
九	四合	二合	六
十	四合	二合	六
十一	四合	二合	六
十二	四合	二合	六
十三	四合	二合	六
十四	四合	二合	六
十五	四合	二合	六
十六	四合	二合	六
十七	四合	二合	六
十八	四合	二合	六
十九	四合	二合	六
二十	四合	二合	六
二十一	四合	二合	六
二十二	四合	二合	六
二十三	四合	二合	六
二十四	四合	二合	六
二十五	四合	二合	六
二十六	四合	二合	六
二十七	四合	二合	六
二十八	四合	二合	六
二十九	四合	二合	六
三十	四合	二合	六

司獄官任命其他

栃木縣監獄署

七日間 五合 二合 一人 十二貫八百 十一貫二百 一貫六百 又減各日數ノ種類各男(男女共ニ)ニ就テ年齡毎十年期ニ據リ調査セシニ左ノ成績ヲ得タリ

第三表

日數	年	減食人	員
一	四合	二合	六
二	四合	二合	六
三	四合	二合	六
四	四合	二合	六
五	四合	二合	六
六	四合	二合	六
七	四合	二合	六
八	四合	二合	六
九	四合	二合	六
十	四合	二合	六
十一	四合	二合	六
十二	四合	二合	六
十三	四合	二合	六
十四	四合	二合	六
十五	四合	二合	六
十六	四合	二合	六
十七	四合	二合	六
十八	四合	二合	六
十九	四合	二合	六
二十	四合	二合	六
二十一	四合	二合	六
二十二	四合	二合	六
二十三	四合	二合	六
二十四	四合	二合	六
二十五	四合	二合	六
二十六	四合	二合	六
二十七	四合	二合	六
二十八	四合	二合	六
二十九	四合	二合	六
三十	四合	二合	六

四月廿三日 給八級俸 海老澤義彰

全月廿七日 任栃木縣監獄書記 外山正彦

全月廿七日 任栃木縣監獄書記 稻葉岩次郎

全月廿七日 任栃木縣監獄書記 片岡平五郎

全月廿七日 任栃木縣監獄書記 松本增藏

全月廿七日 任栃木縣監獄書記 飯山金彌

全月廿七日 任栃木縣監獄書記 奥住禮吾

全月廿七日 任栃木縣監獄書記 大久保守夫

全月廿七日 任栃木縣監獄書記 秋田縣監獄署

全月廿七日 任栃木縣監獄書記 境田爲國

全月廿七日 任栃木縣監獄書記 八雲龍展

全月廿七日 任栃木縣監獄書記 月俸十二圓給與

全月廿七日 任栃木縣監獄書記 月俸十圓給與

全月廿七日 任栃木縣監獄書記 月俸十圓給與

全月廿七日 任栃木縣監獄書記 月俸十圓給與

全月廿七日 任栃木縣監獄書記 月俸十圓給與

通信

名簿係書記	吉岡一三
大島多喜人	
裁判係書記	吉岡一三
檢察係書記	幸島謙太郎
書記係書記	田中雋
第二課長	金田彌太郎
監査係書記	幸島謙太郎
戒護係書記	野間政徳
全	松田伊三太
全	富田昭卓
全	伊藤常盤之助
全	川村保吉
全	上村重隆
全	伊藤虎次郎
第三課長	國枝圓三郎
作禁係書記	井元廣譽
全	久代樞郎
全	岡本總吉
全	酒井圓平
全	高橋一誠
全	上田勇
全	新波淳次郎
主計係書記	安田作五郎
全	戸田進吉
全	上田金藏
全	太田岩五郎

第七回看守教習科課程卒業者

看守	菊林仁三郎
全	西尾岩吉
全	岸本文秀
全	今津末三
全	弓削昌吉
全	砂川市松
全	村井健三郎
全	安藤正五
全	小原盡一
全	岩藤正志
全	下田長純
全	藤木萬吉
全	佐々長三郎
全	江尻彦市
全	今井種太郎
全	水野千代吉
全	谷山普吉
全	額重松
全	高井信久
全	山谷正之
全	宮地宣造
全	奥平清
佐賀縣監獄署	
副島次兵衛	
西川卯平	

●年金下賜

雜錄

●監獄改良の一手段

駁々生

監獄の改良を遂行して凡百の事業に及さんど欲すれば先最終の目的を確立し主義を定め原則を設け一々系統を逐ふて進行せざるべからず若し一事一物に就て漫に判断を下し輕姚に取捨する所あらんには他日蹉跌して迷津の歎を發するか如きとなきに限らざるべし現今の世界は比較的世界なり故に何事にもあれ皆一長一短の相伴あるは決して免かるべからざる所なり唯彼此を對照比較して利の多きを取り害の多きを捨るに過ぎざるべきなり又萬般の事物は相互に關聯する所あり故に近視的に盲斷するの不可なるは三尺の童子と雖能く之を辨知すべし

監獄改良の歴史は議論紛糾の歴史なり監獄改良の實際は監獄主義の論戰に遮きられて進歩の遅々たるを致したる例證は沿革史上に歴々たり實に悲しむべき

○免幽閉

北海道石狩國札樺郡桑似村字新琴似

土族	屯田兵第一大隊第三中隊陸軍屯田兵二等卒	中村晉龍
全	石橋三四郎	
全	光永久八	
全	田中平藏	
全	寺田長五郎	
全	一等卒	
右中村晉龍外四名ハ明治廿三年十月廿一日屯田兵軍法會議ニ於テ上官奉行ノ罪ニ依リ各有期流刑十二年ニ處ラレシ監以來何レモ能ク鐵則ヲ遵守シ改悔ノ狀顯著ナルニ依リ其筋ノ認可ヲ得テ本月十七日幽閉ヲ免シタリ		

●看守教習卒業其他

兵庫縣監獄署

右ハ滿十年勤勞期間満了ニ付年金貳拾五圓給與セラル

右者本月十一日監獄看守部部長ヲ命セラル

佐賀縣看守 平野重信

次第なり我國に於ては幸に未だ甚き論争を見るに至らず是時に方りて速に改良の基礎を堅固になしたるものなり若し夫れ世人の監獄に對する思想未だ大議論を生起するまでに發達せざるとならんには早晩一度は囂然たる議論の時代に到達せんと覺悟して愈々益々大體の規模を確定して其針路を以て着々實際に施行せんと今日の日に緊切なるを辨知すべきなり吾人の最終目的とは如何乃ち他ならず分房監獄を建設するとは是なり吾人は一日も速に着手して一監獄なりとも分房主義に據りて建築せんとを希望せずんばあるへからざるなり尋て漸次各地方に一ヶ所つゝ分房監獄を新築し舊來の雜居監獄と相待て略々階級制の行刑法を施行し其間に益々分房監獄を建築し且四人の減少するを見計つて遂には斷然分房一方となすへし何を言ふにも七八萬なる大數の四人ありては手も付けられぬ次第故追々減少するの策を講ぜざるべからず畢竟監獄を設くる所以は犯罪人を減少せんとするにあれば四人さへ減少すれば監獄の能事了れりと言ふべきなれども減少と減少との間にも區別あり百人を減するも減少なれば萬人を減するも減少なり故に分房制を施行せんか爲めに四人を減少せざるべ

からずと言ふも決して不當漫理にはあらざるへし吾人は是に於て夫の犯罪人減少策としても最有效なる假宣告の新法を採用し由りて幾分か四人の數を減少せんと欲するなり結局各地方を平均して千人つゝ位迄には減少したき者なり然るときは一監獄の房數を五百となすも一地方二監獄の割合にして全國を通じて大凡百ヶ所となるへし此曉になりてこそ始めて眞の監獄改良を談すべし以上開陳する所の目的に達するの一手段として吾人の勸告せんと欲するは二ヶ所以上の監獄ある地方に於ては各拘禁すべき四人の種別を分別し例之二ヶ所の地方に於ては改悛の見込ある四人となき四人とを分禁し三ヶ所の地方に於ては輕罪四の改悛の見込あるものとなきものを區分し尙重罪四を別所に置くととなす等狭舎の廣獄位置構造を斟酌して適宜の配置に及ふべきなり是くの如く大體の方針を定めて系統的に秩序的に進行してこそ安全に彼岸に達するとを得へけれ手當り次第の漫行輕舉主義は吾人の排斥して措かざる所なり大方の識者幸に一考の勞を吝む勿れ

●囚人の食料に就て

在北海道 工藤 襄

吾人は常に此の活物的社會の競争場裏に立て國力の富強一國の文化を開發せしめんと欲せば須らく其國社會を形造くる處の分子即ち吾人の生命を壯康に保續して百年高壽の齡域に到らしめざる可からず其之れに及ばしめんとせば如かず吾人か體質の消耗を補給する食物を選擇して出入相平均するを以て足れりとせず必ずや積極的に其補給する處のものをし

食物の滋養を完全良好ならしめざるべからず今之れを事實に證徴するに歐人の偉大強壯にして智識の深遠なる耐忍力記憶力の強盛なる全世界に冠たるは種々の原因あるへしと雖ども亦食物完全の効大に與りて力あるは蓋し疑ひを容れざる處なり之れ一般食物改良論開卷第一に記應せざる可からざる處なり

然らすんば全身の諸器關は爲めに萎靡羸衰して振はす一事の爲すなきに終るの不結果を來さん而已夫れ然り今夫れ食物の供給完全ならずして營養の不具に陷落せんに徒らに之を以て人身体質の構造の孱弱に起因せりとせば恰かも脚筒に充分の水量を供給せずして其散水勢力の微弱を賣むるに之れ脚筒の製方粗造の結果なりと詰つると何ぞ異なる處なからんや

脚筒をして十分發水せしめ其水力を強盛ならしめんとせば水量の供給を十全ならしめざるべからず吾人の生活器關をして充分の運轉を爲さしめんと欲せば

今や監獄改良の呼聲は已に業に世人の口に膾炙し官民舉て其改良に着眼傾注し幾多長足進歩の中に駉々旅行しつゝあるなり而して之れか事業の改良を補翼する新聞雜誌に於ても懲戒感化作業經濟の途に於て之を研究し之を改良せんとするの勵聲は異口同音比々として其紙面に出沒間斷なかりき然れども之れ只た檢束紀律作業感化の途に於てのみ監獄衛生食料改良に關する意見の如きに至ては寥々乎として晨星の如く極めて小數に屬す豈に遺憾ならずや

顧ふに吾人は自由の社會に生息し自由の言勵を爲し又食物の如きも好嗜不好嗜を選擇取捨して食するの自由を有し他人の權利義務を害せずんば常に自由生涯を送くるの快樂を得ると雖ども尙は疾病夭死羸弱のものあるは何ろや之れ食物不完全の因縁なりと言

ふも不可なからん
而して囚徒なるものは自由刑の執行を受くるものにして自己の意の儘に生活するを禁するものなり然るときは假令自由民と囚徒と同一の食物を食するも尙は常人に比して病者の多數輩出すへしとは普通想像の容易に及ぶ處なるへし

要するに囚人は刑の執行を受くるものなれば衣食住共に囚人適應の待遇を爲し其分限に超越するを許さずと雖ども國家は個人に對し刑を科し又之を執行するの權力を有するの代りに亦之を保護するの義務を有するなり故に律法に於て秩序に於て害なき已上は唯り食物に限らず勉めて愛護するの道途に出てさるべからず況んや彼れをして獄中に生埋し了するものにあらざるをや假令彼れ囚人は社會の保險定たる監獄に於て生活を送らざるを得ずと雖ども一旦刑期満つるときは即ち富強なる一國社會の團體を組織する分子の健全なる一人として出獄せしめざるべからず

開は過去現在の歴史か吾人に表證するか如く監獄の疾病をして多數ならしめ其健康をして孱弱ならしめん乎如何に彼れは幸ひに余命を全ふして獄内生活の羈絆を脱し出て再び社會に伍せしむるも果して壯

別菜アルモノ

(全量)六分一強	二九、一〇九、七九五	六二、一五三、七五四
一、二五、二〇七		
内動物性蛋白質	三三、九四、一〇七	
(全量)三分一強		

日本人健康食料ト本監囚人食料トノ比較

保 健 食 料	蛋 白 質	脂 肪	含 水 炭 素
四人平均食料	九六、〇〇〇	二〇、〇〇〇	四三、〇〇〇
保 健 食 料	九六、〇〇〇	二〇、〇〇〇	四三、〇〇〇
差	九六、〇〇〇	二〇、〇〇〇	四三、〇〇〇
保 健 食 料	九六、〇〇〇	二〇、〇〇〇	四三、〇〇〇
差	九六、〇〇〇	二〇、〇〇〇	四三、〇〇〇
保 健 食 料	九六、〇〇〇	二〇、〇〇〇	四三、〇〇〇
差	九六、〇〇〇	二〇、〇〇〇	四三、〇〇〇

已上の調査成績によれば本監食料は日本人中等労働者の保健食料に比較して常菜の者及び齒牙欠損の爲め澤庵漬に味噌を代用するもの并に賞表を有するか

康健全たるの一良民として鞭指せしむるを得可き乎吾人は將さに斷言せんとす監獄にして囚人の健康を保護するに足るの完全なる食物を改良給與するを得ずんば如何に金科玉條なる監獄則あるも如何に懲罰感化の施行を試みんとするも又何の奏効を望むを得んや徒法死文に終らんのみ如かず處刑の初めより死刑を宣告するの勝れるを之れ監獄衛生は一日も忽諸に付し去るべからざるものにして監獄改良の内に在て存するものなり特に食物改良の如きに至ては其顯著なるものゝ一に屬せりと言ふべし

之を以て北海道集治監は夙に此の必要を認識し鋭意年來改良を研究し來れり其曾て食料を分析したる一斑を擧ぐるときは左の如し

北海道集治監囚人食料平均一日總計養價

常菜ノミツ採ルモノ	蛋 白 質	脂 肪	含 水 炭 素
九八、二〇四、三	二五、八八、一〇七、五	六二、〇〇、二五、四六	
内動物性蛋白質	一六、七二、八八		
(全量)六分一弱			
一〇、三、四、二八、三三	二八、二五、二七、八一	六二、一五、〇七、二六	
内動物性蛋白質	一六、七二、八八		

爲めに優遇の別菜を與ふるもの何れも各成分に於て多少の過剩あるを見る然れども蛋白質脂肪の過剩は僅微にして獨り含水炭素の甚しく増加するを示せり監獄衛生家「ペール」氏謂へり監獄食料の通弊は蛋白質に乏しくして毎に含水炭素の過剩なるにあり即ち四人の消化器疾病の多數を占むるも抑も此の弊害に因せずんばあらずと又衛生家の泰斗「ホイット」氏は曰く蛋白質全量の内少なくとも三分一は之れを動物性に採らざるべからずと然るに本監の食料は常菜のものの養價澤庵漬に味噌を代用するもの共に動物性蛋白質は前表の如く六分の一内外にあり獨り別菜を採るものゝみ三分の一以上を含有す

要するに本監の食料は含水炭素の過剩なるも動物性蛋白質の不足なるに歸着す今此の弊害を除去し適正なる成分を得んか爲め施與したるものに對し試に五合食料四分を採り別菜のものに就て其養價を算するに左の如し

別菜アリテ五合食ヲ採ルモノハ養價

保 健 食 料	蛋 白 質	脂 肪	含 水 炭 素
九六、〇〇〇	二〇、〇〇〇	四三、〇〇〇	
差	九六、〇〇〇	二〇、〇〇〇	四三、〇〇〇
保 健 食 料	九六、〇〇〇	二〇、〇〇〇	四三、〇〇〇
差	九六、〇〇〇	二〇、〇〇〇	四三、〇〇〇
保 健 食 料	九六、〇〇〇	二〇、〇〇〇	四三、〇〇〇
差	九六、〇〇〇	二〇、〇〇〇	四三、〇〇〇

上表に依れば含水炭素の過剰に失せざるのみならず蛋白質全量の三分一已上は動物性のものより仰き日本人保健食料に比せば各成分上僅かに勝りあるのみ又別菜を得るものにして輕症休役となれる者ど保健食料とを比較せば左の如し

	蛋白質	脂肪	含水炭素
別菜ヲ得ルモノ、 輕症休役者食料(四 合)	九六・〇三五四五	一九六八・一二五三五	三九三・二九四〇四
保健食料	九六・〇〇	二〇〇〇	四三〇・〇〇
異	五・九六四四五	〇・三二八六四五	五・六〇七〇五九六

附言比較食料中蛋白質細別表ハ畧ス

●服制の改正は人才登庸に至大の關係あり

五六三史

頭に高く美しき帽を戴き身に奇麗なる服を纏ふを欲せざるものはあらじ之に反して帽は楕圓形にして低く服は小倉にして(一ニ羅紗に改まりし縣ありとのとあれども地質粗惡なるを以て却て小倉の方優れりと聞く)而も黒色の帽は變して緒色となり且衣袴共に汚染し就中冬衣の如きは保存期永きに依り臂膝の兩部大に敝破して裏面の白きを露はし春季雨天に際

せは一種異様の臭氣を放つものたらは如何何人も其の傍らに接するをさへ好むものあらんや矧んや自身如斯汚服を纏ひ措々として寸時の余暇なき劇務に執掌せるものに於てをや

蓋し被服に金銀銅或は赤或は青或は黒、白、紫、黄等種々の徽章を付する所以のものは一目して其の何官たるを知らしめ職權に等差あるを覺知せしむると同時に紀律の嚴格を保たしめ官職の森嚴をして十全ならしめんとするに外ならず然るに單に黃線の帽を被ひるは巡查なり帽の前章のみにして他に徽章なく帶釧するは看守なりとのを知らしむるに止まらば「いざ」知らず否らざる以上は宜しく判任官待遇者たるに恥ぢざるの制服を着せしめ容儀の端正と紀律の嚴なるを示し以て囚徒の模範とならしめざるへからず若夫被服に制ある官職中に於て恐くは看守程制服の粗且殺風景にして柔弱なる容裝のものはあらざるへし之を巡查又は憲兵若くは陸軍監獄の看守に比するに其の執る處の職務より異なれ權限上敢て軒輕なかるべきに被服の一點のみ最も劣れる者の如し就中憲兵は帽と云ひ衣袴と云ひ將た帶釧と云ひ實に「はでやか」にして頭是なき小兒すら成年の後軍人た

らんとを豫望せるか如し從て憲兵を志願する者甚た少なからざるに由り究竟有爲の人物を得るに難からざるか如し之に反して看守は殆ど使丁に髣髴せる服裝にして總かに帶釧あるを以て看守たるを識別せるか如きのみ而も其の帶釧は各縣一樣ならず或は長く或は太く或は線卷或は卷かざる等概して粗造にして且長大に失せり故に身軀矮小の人の佩ふるあれば失敬なから猿が笛を抱きしに異ならざる者あり豈如此にして而して容儀の莊嚴を望むへけんや否囚徒を敬服せしむるに足るべきの服裝と云ふを得んや之を以て縱令其の待遇の判任官を以てするも俸給は下級入

に志願者の多きを加ふるか如きと殆どなかるへき歟惟ふに看守を嫌ふの原因他に數多ありて枚舉に遑あらずと雖ども要するに被服の粗にして体裁甚た美ならざるもの亦一の主因なりと思考す

圓を給するも有爲の士は敢て看守となりて監署の門を出入するを屑しとせざるの傾きあり現に北海道、宮城、長野其の他の諸縣に於ては自縣に看守を募らんとするも應募者少なく缺を補ふに足らざるを以て之を大坂石川の如き舊藩士の夥多なる土地に需むるに至りしと聞く且夫六圓乃至十圓の雇吏の如きも看守に比し收入少なきにも拘はらず尙は雇吏に登庸せられんとを求むるもの多く陰然と公然とに論なく其の電信を索むるに急なるの有様なり然らば即ち判任官の待遇と俸給は八圓以上に進みしとに由りて俄か

近來世に監獄改良論を唱ふるもの多く噴々として止まざるも余輩は該論中尤も急務とすべきは老朽を排し有爲壯年の人才を撰ふにあり有爲の人才を得んと欲せば宜しく被服の改正を先にせざるへからず夫の臂膝の破れたる汚服と清潔莊嚴なる制服とは孰れを擇ふべきや言はすして後者に望みを屬するもの多く從て志願者自ら逕を爲すに至らん是れ服制の改正は人才登庸上至大の關係ありと云ひし所以なり

以上所述は單に服裝の粗惡あるを算へ立てたるに過ぎされは或は司獄官たるものは形而下に於ける區々たる服裝の如きよりも寧ろ形而上に屬せる即ち無形的心術の存養と氣韻の保持とを尊むへしと難する者あらん然りと雖ども擾々たる衆民殊に囚徒の如きは其の内部の養否如何を問ふに遑あらずして普通親愛的尊敬の觀念を惹起する所以のものは先づ有形的容儀の美醜に關するもの多し就中司獄吏中頻繁に囚徒に接遇し人民の耳目に觸るものは看守なるを以て

徒に接遇し人民の耳目に觸るものは看守なるを以て

這般の装束は一層注意を加へ最も精に最も醜ならざらしむるの必要あるを信するなり而して服制の改正は殆ど監獄社會一般の輿論とも云ふべく既に其の筋に於て取調中にして不日發布の運びに至るならんとの由なれば余か此の言を爲す恰も蛇に足を添ゆるに似たりと雖ども其の改正せらるべきとの風評は久しき以前に起りしものにして云は、濱の松風とも云ふべき實行の期甚た速かならざるにより敢て所思を陳して獄務改良論中最大至要の一に加へんと欲す大方の諸賢乞ふ説の淺露なると字句の生硬を咎むるなく起草の意を酌むあらば幸甚

問 答

●炭坑事業に囚徒を使役するの可否に就て

不屈生稿

囚徒を採炭に使役するは絶對的に不法背理なりと謂ふべきにはあらず然れども行刑上不可なれば成るべく速に廢止せんとを切望せざるへからず今何故に行刑上不可なりやと問ふに坑内にては十分嚴正に檢束を加ふるを得へからず且出糞後營生の便宜を助長

り然るに其の宣告を受け終て公判庭より逃走したりしが直に捕縛し檢事より逃走罪に就て公訴を提起したり此の場合に於て裁判官は前發の刑未確定なるを以て未決囚逃走罪を適用すべきものなるや將た已決囚逃走罪を以て處斷するや未決囚を以て論ずるときは第四百四十四條に依り前發の刑と通算せざる可らず已決囚を以てするときは通算せずして各別に執行するものなればなり是れ就て甲乙二個の説あり甲、曰く判決を経て後に犯罪あるも尙餘罪として第四百四十四條を適用し數罪俱發の例に照して輕く等しきときは論せず重きときは更に論じて通算するにせざれば未確定者は常に逃走の念を生じ惡漢者は喜んで逃走罪を犯すに至らん然れども第四百四十四條は決して宣告を経たる未決の囚徒に適用するものにあらずして未決宣告を経ざる未決の囚徒に適用すべき者なるとは文理解釋上然りとす何となれば同條但書に於て、原判の罪を判決する時に於て數罪俱發の例に照し、云云とあり是れ判決を経たる未決囚徒に更に原判の罪を判決する時も規定し能はざるばなり依て本問題の如きは判決後なるを以て已決の囚徒逃走罪を以て罰

するとなし況や業体の荒涼なる心術の粗暴に流るゝとあるとも絶て眞實に趨くべき望あらざるをや是を以て現に獨逸國の如きは囚徒を採炭に使役することを許容せざるなり單に採炭のみならず總て礦業には囚徒を使役せざるとに一定せられたきものなり予は問者の記するか如き甲乙兩法學士の説には何れも同意し能はざるなり如何となれば刑法以外に刑を科すとの謂れあるとなく又理財的政略を行刑上に適用すべきものにあらざればなり

●質 問

五六三史

- (1) 看守の看守部長に對する看守部長の看守に對する禮式は同僚相互の敬禮を行ふべきや
- (2) 附巡查の巡查部長に對する禮式は上官に對する禮式に準すべき旨内務省の指令ありと聞く
- (3) 看守部長は看守に對し指揮命令又は訓授するの權ありや
- (3) 指揮と命令とは實際區別ありや

●質 疑

大阪洋々散士

或刑事被告人竊盜罪にて重禁錮一ケ年に處せられたせざる可らざる所以なり

乙、曰く第一審に於て有罪の宣告を受けたりと雖ども未だ確定せざるを以て他日上訴して無罪となるや知る可らず然らば未確定中は決して已決の囚徒と云ふことを得ず已決囚徒の逃走は必ず一個の確定したる刑あるを要する然るに本問は未だ確定したる刑あるにあらず然らば未確定中は純然たる未決囚徒即ち刑事被告人なり然るに甲論者の論する第一點は立法の如何を論ずるものにして刑法を解するものにあらず第二點の理由に於ては誠に一理あるが如しと雖ども未だ正當の解釋と云ふを得ず原判の罪を判決するに於てとは原判即前發の刑を宣告するるときと云ふの意にあらざして原判の罪確定判決となりしときと云ふの意なることは論理解釋上然りとす依て第四百四十四條を適用し未決の囚徒逃走罪を以て論ずる所以なりと

以上二説は何れも一理あり殊に甲説に於ては某裁判所に於て判決せし實例もあり又乙説も學理上一點の缺くる處なきが如し敢て本誌寄書家諸君に質す幸に明教を垂るれば幸甚

海外通信

●伯林の教育費 愛國生

歐米各國に於て貧民教育の爲めに巨額の支出をなすの一斑は既に逐々本誌紙上にも記載したるとなるか今又一昨千八百九十二年會計年度の伯林市教育費決算額を聞くに實に一千二百七十萬三千四百八十五馬克といふ驚くべき巨額に達せりと云へり之を前年度に比するに四十三萬四千六百五十三馬克の増加を見るなり蓋し人口の比例を以てすれば獨逸國中他に比類なき巨額となすへし然れども伯林市は大都會なるか故に比較的に他より多額の費用を要するに非ずして一には教育の多岐に涉ると二には物價の不廉なるとの爲に然るか如し本來教育の意義を解釋すると獨逸國に於ては頗る廣博にして例之前記總費額の百分の十七に相當する金額(二百萬馬克餘)を在ダルドルフの市立癲狂院及白痴院に支出し今一層巨大の金額を市立病院及保養院に支出せるか如きの類是なり又孤兒院の爲めに費したる百分の八即一百萬馬克餘も亦爾りとす只在ルムメルスブルヒの就役院に費し不具者にして殊に子女多き寡婦を以て最とするなり故に實際未だ無職業を以て貧窮の主因とは認定すべからざるが如し果して然るときは犯罪の源因は主として何邊にか之を索むべき一考すべきところあれ

教誨

●教誨者注意の箇條

原 胤 昭

一書中に米國の牧師チャールス・エム・シエルドン氏の説教者に與へし注意の箇條あり、就て見るに吾人教誨師の注意すべきものあり、二三を摘んで左に記す、讀者諸君に在ては夙に熟知せらるゝ事ならんも敢て本欄を埋む

一 説教の目的 説教の大目的は人を作るにあり必ずしも人を教誨するに非ず、人生の正道を教ふるにあらず、人生自らを築造するにあり、夫れ説教者の對機は其類一ならず、冷淡なるもの、魯鈍なるもの、智に誇るもの、利を追ふもの、疑あるもの、安心あるもの、私慾強きもの、望の上に望あるもの、

たる五十八萬六千馬克及市立就寢場に費したる十八萬三千馬克の如きは眞に教育の本義に協ふべきか是等の諸費目を合算すれば百分の四十八半となるなり故に伯林市教育管理者の濟貧恤窮の爲めに支出し得る金額は實に六百五十萬馬克餘なりとす而して市立にあらざる病院に支拂たる治療費及食費は大約一百万馬克にして病院以外の治療、患者運搬、埋葬等の諸費用合計二十九萬馬克なれば眞の教育費として剩るは五百二十萬馬克なり之に對する受救者の人員は一ヶ月平均二萬一千七百三十七人と外に八千三百九十九人の育兒となり千八百九十三年三月三十一日の現在受救人員は二萬二千五百四十六人にして其中百分の五十三は額齡の故(年齢六十五年以上にして相應の所得なき者)に救助を受け百分の廿八は長病又は衰弱の爲めに又百分の十八は職業の缺乏に由り救助を要したり尙其身上に因りて區別すれば受救者全体の百分の六十は寡婦にして大概皆多數の子女を有し百分の十一は未婚婦百分の五は有夫の婦女にして大抵夫の不在中に係る者なり男子の救助を受たるは僅に總人員の四分一に過ぎず大概皆妻子ある者なり是に因りて之を看れば教育を要する者の大數は疾病

少年、老年、男子、女子、貧富賢愚、世渡りに疲れしもの、罪あるもの、徳あるもの、信仰の經驗に富むもの、全く精神的の思想なきもの、是等難多の人、悉く一堂に會して同一の説教を聴くとすれば、説教は是等總ての人に對して何等かの益を與へざるべからず、即ちそれの人物を建設せざるべからず、二 説教の材料 天の地、光も空氣も、山も谷も、人類も動物も、時間も空間も、一として説教の材料ならざるはなし、他の文學的事業は、材料の使用に制限あれども、説教には制限なし、大凡そ人生に觸るゝ所あるものは、悉く是れ説教の材料なり、三 説教の長さ これには三條の標準あり、(一) 説教、(二) 説教者、(三) 聴衆、説教拙惡なれば短かるべし、又説教者その説教に満足せざるとあるか、又は肉体に恙ある時は、簡短にするを可とす、又聴衆に不満足の様子あるを認めれば、説教を切り上ぐべし、通常米國の説教者は三十五分間以上、聴衆を謹聴せしむるに能はず、これは聴衆の罪にあらずして、説教者の弱さによる、現に音樂は此の時間を二倍するも飽かずして謹聴するなり、故に説教者の力、能く聴衆をして一時間謹聴せしむるに堪ふれば

一時間の説教をなすべし、されど大抵の説教者は、二十分間にして知れる丈けを言ひ盡すなり、説教の時間は必ずしも切て揃へし如く一定ならしむるを要せず、余一人の神學博士を知る、此人會堂の時計に面して立ち、十一時三十二分に至れば、必ず終る、未だ一分間の出入りありしとなし、是れ時計説教者のみ、時間を定むるは、偶々以て人物建築者たる説教の思想を全く破壊すべきなり、

四、材料の使用 草稿を作るも、記憶よりするも、準備なくして臨時にするも、それは説教者の勝手なり、草稿を充分に認むる能はざる人もあれば、草稿なくば説教する能はざる人もあり、これは問ふ所にあらず、説教は發端を大切とす、聽衆發端を聞きて注意するに至れば、此の戰爭は半は我れ勝なり、發端を聞きて已に其の筋道を知らるゝ如き説教は、最初より失敗の地位にあるものなり、故に説教者は其の機軸を改めて常に之を新奇にするを要す、

五、説教の題 小なる問題を執ることなかれ、大なる問題を取るべし、大なる問題は其數多くして世界に充てり、人を併呑し、宇宙を包み、靈魂を震撼するの題、即ち是れ説教の題なり、何れの問題を説の外に殆んど必要のものなし、熱心、確信、愛心、實朴、公正、勇氣皆な是れ説教なり、文體、文法、問題、問題の使用と人物なくんは將た何かせん、説教者は神の寫眞なり、されど説教者は又人物の寫眞なり、

雜 報

●獄務概則履行に就て

昨年六月内務省に於て集治監及各府縣典獄召集諮問會を開かれたる際内務大臣より獄務概則なるものを指示事項として配付せられたるも該則の實行せられつゝある府縣は未だ少數にして折角の美法も一年に近き長日月間施行せられざるは監獄改良の爲め最も惜むべきとなりとす而して其履行を遅々する所以を尋ねるに敢て實行を難んずるにあらずして誤解に出でたるものゝ如く何れも該則の施行期日は別に訓令せらるゝものと思惟し其期を俟て實施せんとしたるにあり然れども大臣より一旦指示せられたれば其手續に於ては異なるも訓令は即ち訓令にして精神に於て毫も差異なきは勿論内務省の趣旨も之に外ならず

くにも、説教の目的たる人物建築といふことを忘るゝ勿れ、説教する時は何時も最後と思ひて説教すべし、即ち能く大問題を撰びて大説教をなすを得ん、説教者は大機會の來るを待つべきにあらず、機會は一として大ならざるはなし、而して問題亦此の機會に相當せざるべからず、説教は此の點に於て他の事業と異なり、即ち善き説教を保存すると勿れ、善き説教は隨時説教して、他の善き説教を作るべし、大説教を稀有の機會の來りし時に陳へんとて、氷の中に保存せんとする人あらば、常に保存の目的を全ふする能はざるのみならず、只だ冷却し去らんのみ

六、説教の人物 眞正の説教は説教者の眞の人物なり、狂熱的の人は己れになき性質を其行爲に加へ、錯迷せる人は、幾度も己が事を思ひ廻らず、偏屈なる人は、己がとのみを思ふて廣く他に及ばず、是らは皆何れも誤りなり、されど亦それの力なきに非らず、而して此の力は皆ろの人物より來るなり、眞正の説教者は、説教毎に己が人物をその説教に顯す、彼れは必しも「私」といはず、其の意見、信仰を説くにも一人稱を用ゐず、されど其の説教は、其の人物の割合に従ふて人物を動かす、説教は人物

●看守には必ず體操若くは兵式操練を爲さむ

在監人を嚴正なる紀律の下に運動せしめんとせは之が教導たる看守先づ姿勢を正しふせざる可らず然るに目下の實況にては一二の取除はあるへきも看守の姿勢は概して宜しからず假令ひ看守長此等に注意し訓示に怠らざるも平素之が訓練に乏しければ至て不充分に於て從て囚徒の姿勢を正す能はず姿勢の如きは單に外觀に過ぎされは斯く苦心するに及ばざるへしとの説もあらんかなれども姿勢は紀律の根本とも謂ふべきものなれば大に注意を要するは論を俟たざるなり看守既に現時の如し況や囚人の姿勢をや依て勤務の余暇を以て看守に兵式操練を習練せしめ囚人に對し看守の威嚴を増進するは行刑上欠くべからざるものなりとす然るに反て各地方の現況を見るに此等の設備あるは僅々に過ぎされは將來は看守勤務の一部として之が練習を爲さしめられんとを望む

●監獄の醫務は必ず專任者を以て取扱はむ

監獄の醫務を土地の病院に付托しある地方は今日に至る随分多く醫員の如きも病院より兼務し藥劑も一日五錢或は六錢と謂ふ高價のものを支拂ひ居れば千人内外を拘禁する監獄に於ても少くとも一ケ年度内二千圓以上の療養費を支出し監獄經濟上影響を蒙ると少からず之を監獄獨立にてするものに比すれば三倍の多額なるを見る亦一方治療上の注意如何を觀察するに監獄獨立のものより下ること數等甚しきは投藥を要せざる輕微のもの迄も一種若くは數種の藥品を授け或は休役せしむるに及はざるものにも本人の云ふか儘に休役を許し刑の執行を阻碍する場合ありとせず畢竟するに此等は病院の收入を増加するとに重きを置く監獄に對する責任の少なきとに依るものにして醫務所の事務に屬する衛生統計も從て完全ならず大に監獄の爲め不利益なりとす何か故に常治者は之を改むるを爲さざるかと云ふに素より之を知らざるにあらざるも監獄の醫務調劑を引受くる病院は何れも地方稅支辨に係るものにして之か維持は監獄よりの收入に依て存立し監獄なる大花主を失ふ時は收支相償はざるの故を以て地方議會より廢止按を提出せらるゝの恐あるに由り弊害を認めつゝ病院

に付托即ち事情的に改むるを躊躇するものゝ如く乍去此等は實に姑息の策にして唯監獄を経由するに過ぎず所謂間接に地方稅を支出するのみにて地方經濟の上よりすれば收支異なる所なきも寧ろ手數を増加すると監獄の治療周密を欠くの不利益あるは實例に乏しからず故に余輩は規模の小なる監獄を除くの外必ず監獄獨立にて醫務調劑すべき旨の訓令を發せられんとを望む

●手巾の染色

手巾及揮の色は區々なるか如し施行細則にハ別に規定あらざれば固より各監の便宜なるへしと雖成るへくは一定したきものなり吾人の見聞する所に由れば手巾は諸色のものと世間普通の淺葱色のものとあり又揮も諸色なると白色なるとあり而して利害何れを取るやと問へば先雙方の長短を較照して後に斷定するを便利とし試に畧說せんに萬一夏日逃走して裸體となり揮一本と頬冠りの姿にて田野の間を馳駈するとあらんときを爲慮れば諸色可なるへし然れども手巾又は揮の意義より考ふれば強ち異常の染色を必要とせざるのみか寧ろ世間普通の品をこそ望ましけれ法の精神も亦此くの如くなるへし其故は衣類及肅

●刑法改正に就て

看守長交々大聲を發して誦讀す故に如何なる秘密も他人の爲めに聴取せらるゝと云ふにあるか如し若し事實なれば驚愕の外なし又慨歎の至りならずや此くの如き咄々怪事は如今復た耳にするを希はす速に其跡を絶たんとを切に望みて已まざるなり

刑法改正の調査は斷續常ならざるか如くにも思はるれども時々新聞紙上に調査委員會の消息を見ると亦れは依然として今日も其緒に就き居るとは疑なかるへし只吾人は何様の方向を取りて進歩しつゝあるかを聞知し得ざるを憾むのみ刑法は今更辯する迄もかく監獄諸制の父母たるものなれば吾人獄事に熱心する者の特に之に注意せんと必要なるは論なきなり然れども現今の實況不幸にも司法と監獄との間には一大溝渠の横はるありて充分氣脈を通じ難きに由り寧ろ監獄に關する諸條項は悉皆刑法より刪除し別に法律を以て監獄法を創定せられたきものと私に思考するなり尙監獄に關する團體よりは意見を定めて其筋に建白しては如何獄事の改良を促かす最捷徑なるやも知るへからざるなり結局獄事家の刑法に對する熱心の一層熾盛ならんとを祈るなり

●來信

に就ての寄書を前號紙上に登載せり其大意は自ら文字を讀み得ざる四人は之を一所に集合し其席に於て

●身体及衣服の清潔

近年外國に於ては漸々噴水浴(尤通例温湯を以てす)を採用し短少の時間に多人數の沐浴を終了するの傾向なるか此噴水浴は多少の構造を要し爲めに我國普通大浴槽に比し幾千の増費となるへければ先鳥渡試用する談にもならざるへしと雖幸に我國の沐浴は從來至極簡易にして費用を要するとの少き殆ど世界第一とも稱すへければ此廉價なる沐浴をさへ適宜に應用し得すとありては中々に言ひ解き難き業なるへし殊に夏日發汗し易く從て身軀の汚染して惡臭を飛散する時には屢々入浴を必要とするなり就中塵埃多き役業に就く者は毎日なりとも入浴せしめたき者なり然れども浴場の構造及費用の故にさる運ひにならざれば適當の方法を定めて日々罷役の際冷水を以て全身又は手足顔面だけなりとも洗拭せしめたきものなり是は最經濟なる沐浴なりとす其上身軀の健康に裨益あると洪大なり但萬一其方法宜きを得るときは喧囂雜沓制し難きに至るへし故に當初頗る周密なる用意あるを要す今其一端を言へば一ヶ所に多人數を集合すれば時間も長きを要し混雜甚きに至るものなれば各工場(若し工場大なれば數區劃を設け)に水盤

●囚人禮式の號令

往々敬禮濟原位に復するときの號令を直レと云ふ如何にも異様の感なきと能はす監獄は監獄特有の號令を制すといはゞいへ只軍隊の號令と同音の號令を用ゐるを如何せんや直レとは姿勢を正せとの謂なり然るを監獄にては別途に用ゐるとは何だか誤謬めきて稍と恥しきやうの心地とする成るべくは改めたきものなり若し軍隊の號令に依らずとなれば全く別語を鑒造すへし九州典獄會にて採用したる號令にも此異機なる稱呼を存するか如くなれば多分筆記者の誤寫なるへしとは思へども此際に一言し置くと耐り

●監房の換氣

漸々暖氣加り各種傳染病の來侵する季節ともなりたれば豫防の注意嚴密ならんと勿論なるへし第一には監房の空氣始終新鮮なるを要し又日光の充分透射せんとを要するなり新鮮の空氣は發病を豫防し日光は病毒を消滅すと謂ふも謬言にあらざるなり多くの監獄中には随分幽闇なる監房ありて日光には觸るゝとなく空氣の流通も不完全なる者を見ざるにあらざるな

を置き一人つゝ交代せしむへきなり裸軀となるとなれば他人に見ゆるやう隔障を設くへきなり清水を取り且汚水を捨つへき相當の結構あるへきなり是等の設備には幾千の費用を要するとはあるへけれども當局者の考案次第にて随分出來へからざる空言にもあらざるへし既に往々實行しつゝある監獄も少からずと聞く若し浴場改築の必要あれば噴水浴を構造したきものあり一人つゝ離隔して沐浴せしめんとすれば此方法を以て最簡便となすか如し歐洲に於ては一般の浴場も噴水結構となすの傾向なり

●擊劍

看守の勤務は獄務の改正と共に愈々繁多となり殆ど寸暇もなきに由るとは云ふと雖近年擊劍の衰廢に至りたるは如何にも遺憾の至と謂はざる可らず擊劍は看守の職務に必要なものとす既に執務の爲めに帶劍す故に時としては拔劍するともなきを期すへからず果して拔劍するとありとすれば擊劍の術にも習熟せざる可らず然らざれば護身の具反て傷身の器たるも知る可らざるなり内務省訓令の看守教習規則標準にも明に擊劍の科目あるにあらすや是れ擊劍は看守の職務に必要なを證するに足るものなり内務省豈無

●廁園の清潔法

逐々暑氣の節に向へは廁園の清潔法に就て注意する所あるへし從來監房に便所を設くる所にありては往々硫酸鐵石灰乳又は石炭酸を糞壺の周圍に撒布して臭氣を除かんと試みたるものあり是は餘り感服せぬ談なり監獄には人手のあり餘ることなれば寧ろ毎朝糞便を排除し其次にて十分多量の水を濯きて反覆洗滌するを可とすへし區々たる少量の除臭藥に依頼するは不可なり若し除臭藥をして效顯あらしめんとすれば中々多額の費用に堪ゆへきにあらざるなり今の世に水にせざるへき除臭藥のあるへきやはこの無盡藏にして價を要せざる天然の除臭藥を輕視して可ならんや清水と光線とに優る消毒除臭藥は實に得やすからざるなり

●普國の強制教育

普國に於ては千八百七十八年三月十三日付法律を以て強制教育の制(我國の懲治に相當す)を採用施行してより以來十五年間に二萬一千八百六十四人の幼年者を之に付せり現今の人員は一萬九百八十一人にして一人の家に付託する者五千五百十人強制教育場に收容する者四千五百七十一人なりとす家族保育の最廉價なるはハンノーフェル州にして平均一百二馬克最廉價なるはライン州にして百七十六馬克又教育場の最廉價なるはボーセン州にして百四十七馬克最廉價なるは柏林及ラウエンブルヒの三百馬克以上に上る例外を除けばシュレースウヒホルスタイン州にして二百五十一馬克なり從來強制教育の爲めに支出したる總額は一千六百二十五萬七千二百四十馬克なり家族保育は西部諸州に多く教育場は東部諸州に盛なり現今假出場人員は四百二十人なりとは今年一月の獨逸一新聞に記載する消息なり

●作業費の繰替拂を廢止すへ

作業は煩累多きものにして之に要する費用も亦多しとす、就中官司業を主とする監獄に在ては多くの素品を要し其費額は決して尠なしとせざるなり、故を以て府縣の豫算中に作業費の目ありて作業に關する

勸告すること爾り

●女監取締の年齢を限るへ

女監取締の設置程度を改正せられ来る廿八年度より施行すへきこととなれり此改正案に據るときは年齢に制限なきを以て年齢に拘はらず何歳の女監取締を置くも敢て差支なきが如しと雖年齢は經驗を表し俚俗にも云ふが如く龜の甲より年の功にて多數の人を統御するには大に年齢の助けを得ることあり況んや婦女子にては尙更年齢若少なるときは却て在監婦女より輕視せられて統御の實舉らざる實例少からざるに於てをや故に女監取締の年齢は三十五歳以上四十五歳以下とし特種の技能あるものに就ては最少限を三十歳とし最多限を五十歳とせられたし是は殊更主務省より示達せられずとも各地方の當局者に於て一定の扱に出ることとせらるれば容易に行ひ得へきことと信すれば敢て遂に一言して以て大方の參考に供す

●看守巡查の給助年金支給期限に就て

看守巡查の給助年金は去る二十年内務省訓令第二十三號を以て毎年三月及九月に於て其月より前六ヶ月

費用は皆此科目より支出す、是れ正當の扱なりとす、従前は作業費目の設けあるも其豫算金を編入せず監獄費の全体より流用支辨し製品販賣の上元金に戻入るゝの仕組を襲用せし處多しと聞けり、此變法は獄制の改良と共に其跡を絶つに至り、又僅かの資本金を以て幾度にも運轉し千圓の資本が壹萬圓の用を爲すと云ふ扱の處もあり是亦近時追々正當の扱に改め入用丈の金額は豫算に積り、而して收支を明かにすることとなりたるやに傳聞し、我が獄事の爲め竊かに満足の思を爲したるに何ぞ圖らん頃日聞く所に依れば今尙ほ此變則法を襲用する處ありと、萬一にも事實なりとせば、一朝監獄費并に同建築修繕費の國庫支辨となるの幸運に際せば、如何して作業上の整理操縦を爲さんと欲する乎、吾人甚だ疑惑なき能はざるなり、夫れ國庫費には會計法の設けありて收入を以て支出に充ると能はざるなり、今にして、變則法を改め流用又は運轉の慣行を廢止し、收支を明かに爲し置くにあらざれば必ず周章狼狽、進退維谷の時期に際すへし、當局者諸君苟且噉安に流れず又對岸の火車視することなく一日も速かに英斷し以て舊慣を改められんこと最も切望に堪へざるなり敢て

分を支給すへしと定められたるを以て必ず三月九月の兩度に支給せざるへからざるものとし之を實行するに當り實際困難を感じる場合あり然るに右三月九月と定められたるは必ず此月に於て支給し了せよとの意にあらすして此月に打切り其前六ヶ月分を支給すると云ふ區界を定められたる主旨なりとの事なれば實際支給し得ざる事情ある者には四月十月になりて支給するも敢て差支なき義なる由に承る

●看守長看守の服制改正に就て

本誌上にて已に屢々報道せし事なれども集治監等へ費用の爲め問合せられたりと云ふ所を洩れ聞くに看守の服制は粗は巡查服制の如く眞鍮鈕留め仕立にせらるゝ由又看守長の服制も警部服制の如く前は鈕留めになし従前の蛇腹は廢せらるゝやに洩れ聞けり

●外國人の監獄參觀

に就ては一定の標準を定められ文武官又は博士學士等の稱號を有する者又は監獄協會員等にして典獄に於て監獄管理上に妨けなしと認めたる者に限り許可することに相成りたりと聞けり

●在監人の逃走に就て

在監人の逃走に妙を得て其方法の人の意表に出るは

往々秘聞する處なれども今山形縣鶴岡監獄支署より脱獄逃走せしと云ふを聞くに監房柵格子の間、木のくるいよりして、四寸餘にありたる處より脱出逃走したりと而かも女囚にして積雪を足場と爲し外圍を躍り越へたるなり該女囚は身體矮小なりしを以て容易に柵格子の間より脱出し得たるなるへしと雖男囚にても矮小なるもの少しとせず監房には木材のくるいより柵格子の間廣くなるは有勝ちの事なれば各監獄に於ても注意ありたきものにこそ

●有松内務書記官

は曾て報告せし如く九州各縣沖繩縣井に三池集治監典獄聯合會に臨席の爲め出張せられたるを以て警視廳神奈川縣埼玉縣監獄の巡閱は一時中止せられたりしが宮崎縣より歸京後再び出張右一廳二縣監獄巡閱を了し本月十三日歸京せられたり尙ほ聞く所に據れば近日東京集治監の巡閱を始めらるゝ由

●眞木監獄課長

は北海道井に秋田縣へ出張中の處本月初旬歸京せられたり同課長巡回中見聞査察し齎し歸られたる處多々なるへければ聞き得る事は追て本誌に登載を怠らざるへし

工場に在る場合に悉く起立せしめてハ音に煩雜を極むるのみならず役業上の妨げともなるにより坐業の者には正坐せしめて敬禮を行はしむることゝなし其仕方は手を坐上に置き前に頭を垂れしめ立業に従事する者又は歩行中の者には体を正し手を膝頭に置き頭を前に垂れしむることゝせば可ならん乎敢て大方の教を乞ふ

附 刑事被告人を裁判所へ押送する途中等に在ては敬禮せしめざる事に一定せられたし

●賞表授與式に就て

特赦免幽閉假出獄の言渡賞表の授與式は去る二十二年七月内務省訓令第三十六號を以て一定の方式を定められしも昨二十六年十二月二十五日内務省訓令第二十九號を以て之を廢止せられたり是に於て一定の式なきに至れり然るに現行監獄則施行細則第二十三條の規定あり必ず方式に依らざるべからず今や其方式なし一定を欠くの虞あり其筋より更に一定の方式を發表せらるへきものなりと思考すれども監獄則井に同施行細則は改正せらるゝの議ありと聞けば殊更に方式のみを改正發表するの要なきに因ることならん就ては施行細則の改正發表せらるゝ迄は従前の方

●九州各縣監獄教誨師協議會
を本月一日より三池集治監に於て開設し種々討議研究を盡し同七日閉會せり其協議事項井に會同諸氏の姓名等は次號に登載すへし

●在監人の禮式に就て

在監人の禮式は各監獄其仕方を異にし例之或監獄にては敬禮を行ふには必ず起立せしめ手を膝頭に置きて前にかざしめ或監獄にては正坐せしめて頭を前に垂れしむ其他號令を掛けしして敬禮を行ふと否とは在監人の自由に任しある處あり一監獄に在て他の監獄を見ざるるときは其如何様の仕方にても敢て目に立たざれども甲乙丙と各監獄を通覽するときは甚だ奇異の思を爲すに至る或外國人は禮式の各監獄に於て異なるを見て質問して曰く日本にては禮式の仕方は種々ありて一定したるものなき乎と且一國に二様三様の禮式あるは如何のものかと冷評せしことありしと聞けり如斯奇異の思を爲すは豈啻に外國人のみならず抑や禮式は紀律の保維上に重大の關係を有するものにして國風の如何をも表明するものなれば決して輕々看過すへき事ならず宜しく各監之を一定し號令の下に動止せしむることゝせざるへからず且

式に準し鄭重を失せざる様に處理すへきは蓋し當局者の注意に在て存すへし抑訓令に係る方式を廢せられたるを以て方式を用ふるを要せずと斷定するは訓令を以て現行細則第二十三條を取消すに當る嫌あり故に各監獄に於て適宜に方式を定むるは格別なれども兎に角方式は鄭重に行ふ方針を取られんこと實際上より云ふも成規上より云ふも必要なるへし

●刑事被告人の護送に就て

刑事被告人に就ては罪證湮滅を防制する上に最も注意を要するは今更喋々するを俟たず監獄則に於て監房別異方の規定あるも蓋し此主旨に外ならざるべし故に裁判所へ護送する等の場合に在ても此に注意し互に交談通息するの道を防遏せざるへからず彼の護送に護送馬車を用ふる等の注意を施すも亦刑事被告人相互の通息を絶つに止まらず外人との接見通息をも防遏する必要手段たればなり近時多くは護送馬車を使用するに至りたるは拘禁法の一進歩と見て可なるべし可相成は各地悉く此護送法を適用せられんことを望む因に記す今尙ほ荷馬車を用ひ之に十數名を合乗せしめ車上互に相見て相話するの便宜を與るのみならず笠をも冠せざるを以て外人とも相見ざる

得るが如き護送方を爲す處ありと聞けり如此護送方は動搖の爲めに被護送者に苦痛を與へは馬車の動揺は難なるものなり又監房別異の精神にも相反し甚だ面白からざる事なり敢て當局者の猛省を望む

●囚人身分帖に就て

身分帖取扱例第一に現員表中に記入すへしとあるを以て該現員表の様式如何訓令中に様式なし脱落せしにはあらずや又は追て制定發布せらるゝ者なる乎又三ヶ月以下の四人には本様式を用ひざるも妨けなしと身分帖調製及取扱心得中に明記しあり一般普通の身分帖を用ひざるに於ては三ヶ月以下の四人に對する身分帖とも申すへきものは其様式を示達せらるゝものなるや否と疑を存せらるゝ向あるやに聞しが其筋に就て聞合せし處右は別に發表せらるゝことはなかるへしとの事なり尤諸表類諸帖簿類も可成一定せられんとの趣なれば追ては制定發布せらるゝ期もあるへしと雖現今の處は現員表は各地に於て實行しある在監人現在日表の如き者を指稱するものなりとの事なれば右様解釋して可ならん又三ヶ月以下の囚人身分帖とも云ふへき者は各地適宜に調製使用せられて不都合なかるへし但本則は訓令なりたる身分帖設くることは考へものなり階級制實施の曉に至らば四人を雜居せしむること減少し出來得る丈別異することゝなるへし斯の場合に至らば食堂は必ず不用に歸すへし故に食堂を新築することは見合はす方得策なるへし

●監獄費國庫支辨

に就ては追々賛成者を増加し東京市民の如きは最も力を盡すことゝなり現に革新會なるもの發生し監獄費を國庫支辨に移すことに就ては大に運動を凝らし東京府提出代議士は此支辨案に賛成するとの約束あるやに傳ふる程にて其勢力を加へたるは疑ふべくもあらず第六回議會に於ては貴衆兩院代議士より兩院に提出せられ先づ貴族院にては一の異議なくして可決通過し直に衆議院へ廻送せられ衆議院に於ては特別委員に附托せられたり該委員には重野謙次郎、足立孫六、坂本理一郎、魚住逸治、秋岡義一、蒲生仙、和田彦次郎、森本確也、山田嘉穀の九氏撰舉せられたり、監獄費國庫支辨案は輿論の容るゝ處となり代議士諸君も輿論に逆抗せらるゝことなかるへきは疑はざる處なれば假令へ本期に可決せざるも早晚議會の容るゝ所となるへし就ては各府縣に於ても今より

様式に依るへきものなれば可成は該様式を適用せられたきものなり

●食器の一定を望む

監獄則施行細則第六十四條を案するに食器は木碗、箸、飯器とあるのみにて其物質形狀箇數を明示せず故を以て各地區々になり或は長方形の辨當箱の如きものあり或はめんつうあり或は飯菜を乗せて食する爲めに板を以て飯器となすあり畢竟形狀物質の規定なきに由れば已むを得ざる次第なれども獄制の事は書一を期せらるゝ今日に當り如此異種あるは甚だ然るへからず事些末に似たれども物質形狀を明示して一定せしめられたし其筋に向て希望すると共に先づ以て典獄聯合會に向ても一定を圖らるゝの方針を取られんこところ望ましけれ

●食堂の新設に就て

食堂の可否に就ては本誌前號に於て疑を存して記述する處ありたれと監獄則全施行細則改正案には階級制を實行することゝし監房に工場に皆階級別に爲すへきことに相成るやに洩れ聞けバ假令へ食堂あるも之れに雜居せしむること能はざるに至るべし就ては已に食堂の設けある處は致方なきも今後新に食堂を

準備を爲し豫算に編製すへきは之を編入し彼の運轉法繰替法の如き變則は之を廢止し收支を明かにすへき方法を採用實施せられんこと今日の急務なるへしと信するなり

寄書

●作業の性質を論じて北海道炭礦業に及ぶ

印南於菟吉稿

作業は行刑の一要素なりとは、既に刑法の規定に依りて明かなり是はいへ、如何なる種類の作業を科すべきかは、監獄則の規定に譲りて、全く行政官の手に委ねられたり、殊に今日此の作業の性質に關して論議するは、頗る陳腐に屬するもの、或なきにあらざるも、預け來の巷説に徴するに、未だ全く論議するの必要なことと認むる能はざるなり、依りて聊か茲に其の性質を述べて、諸君の指教を仰がんぞす

作業を科するの趣旨は、全く左の三點に在りて、即、懲戒の方法(一)として、犯人の心性を矯正するの方法(二)として、監獄の經濟を以て獨立せしむるの方法(三)として、之を科するものなり、此の三個の方法を充たすに足る所の作業は、完全なる作業と謂ふ可し、然れども、或は土地の状況に由りては、未だ此の三個の方法を充たす能はざるものあるべしと雖も、少なくも之に近似するの作業を振ふは、蓋し、行政官の任務なりと思考す

(一) 懲戒の方法としての作業
刑罰執行の結果として、痛楚を彼に與へて、懲罰の効あらしむることを要す、故に此の點より作業を観察すれば、須らく苦痛多き作業を振ふを可せず、然れども、入監初期の四人及懲罰不逞の四人に對して、

最も苦痛多き作業を科し、出獄前に當たりて、悔改の狀頭はれにたる囚人に對して、稍一勞役の輕き作業を科するが如きは、治獄者の妙術歟。茲に所謂痛楚なるは、犯人に對するの謂にて必ずしも苦痛多き作業其の物を指すに非ざるを豈せん、例へば、身體孱弱なる者に對して、炭塊の運送を科するが如きは、單、酷待と謂ふべく、之に反して、強壯なる者に向かひて、鉤繩工を科するが如きは、定役の本音を缺くものなりと謂ふべし、兩者共にその非なるを免かれざるなり、是を以て、或者に對しては、運送業より尚、未だ痛楚なるに足らざる者あるべく、或者に對しては、築工より尚、且、苦痛を感ずる者あるべし、故に治獄者は、其の體格の強弱を診視して、個人の應じて、作業を科せざる可からず、殊に彼の北海道集治監にて、兇惡不逞の強健者に對して、殊炭業を科するが如きは、此の點より觀察せしめ、刑罰の本旨を得たるもの歟。

(二) 犯人の心性を矯正するの方法として、この作業「恒絶なき者は乱心なり」、「弱すれば法に監す」との語は、最も能く犯人の生活を言順はしたる語なり、彼等と雖も、豈天生殘忍の所爲を爲すを好まひ、畢竟無能てふものを驅りて、終に犯罪の所爲を爲さしむるのみ、而して其の無能てふ者は、多くは自落心たに乏きより來たるものなり、彼等は情慢の生活に慣れたる者なり、一舉手の勞、一投足の動も、尚且、之を苦みて、他人の生計に依りて生活せんと欲するの者生邊なり、故に、彼等をして、生計の方法を授けしめ、勞せずんを食する能はずの天賦を感らしめんには、須らく紀律ある作業を科せざる可からず、此の場合に在りては、作業は彼等の情慢性を變じて、勉勵の民と化するの方法にして、之に依りて習慣性をなし、終に職業を嗜好するの氣風を成すに至るべし、此の氣風こそ、實に犯罪を防遏する唯一のものにして、治獄者の最も勉めたる可からざる點なれ、固より彼の作業は、其の犯人の職業に反對なるものを科すべしとの見は、強要にして殊るに足らず、今日に在りては、或るべく犯人の習得たる職業を科するを、治獄の本體とせし、又、入監初期の者も、心性慢怠たる者に依りて、自ら其間に別を立て、作業の體類を異にするも、亦治獄者の神髓を得たるものと謂はざる可からず、入監初期に在りては、専ら痛楚多き作業を科するを本體とせし、慢怠の状態たる者に對しては、他日生計を営むに足るの作業を科するを善しとす。

此の點に關して、北海道の炭礦因は、亦、甚だしく低弱あるを見ず、炭坑道に在りて、土地の状況等より觀察せるも、亦、炭礦に従事せしむるも、然已むを得ざるに出でたる作業を指すべきに

○會
生

監獄雜誌代金御拂込は會規の通前
金御送付を要するは勿論に候得共
各署集金の御都合に依り實際後金
の向不少のみならず數月御延滞相
成會計上整理を欠き困難致候間漸
次前金御送付のとに御盡力被下度
而して後金御送付の間は幾冊分宛
御取纏御回金被下候哉此際確たる
御通牒に接し度此段特に相願候也

明治廿七年四月

集金主任官御中
購讀員御中

主任磯村兌貞

六十四

(三) 監獄經濟獨立の方法さてゐての作業
監獄の經濟を以て、成るべく獨立ならしむべきの策を執るは、殆ど天理
なり云ふへきのなり、何とせむと、彼等には直接間接に、國民に害を及
ぼしたるのみならず、尚、其の費用の負擔をも、國民に歸せんとするは、
天理に背反するを免れざれとなり、是の故に、彼等の勞役より得たる
工賃は、刑罰執行の結果とせとなり、又、經濟獨立の策として、一部之を
監督に納めしむるの制を採れり、彼の英國にて、萬時行はれし空役の
如きは、最も不可なるものにて、現く收入多き作業を譲るを要す
而て、技に最も注意すべきは、收入多き作業を譲るを譲る、國民の
職業を奪ふに在りしめざるべきなり、故に、其の監獄所在の地にて
作業は、是非とも國民の從事せざる作業を譲るを要す、國民の從事せざる
作業は、多岐國民の生計を阻遏せざるの作業にして、絕對的に云ふ
所の作業には在らざるなり

作業の性質に於て、以上三者の要件を具へざる可からずき雖も、土地の状況等に依りて、此の要件を充たす能はざるへ、蓋し作業權限の至難なる所ざす、至難は至難なりき雖も、或るべく此の要件を充たす工夫を費やさざる可からずは勿論なり、幸に我か北海道に類する地は、此の要件を具へ、未だ同等の支障あるを見ざるなり、固より監獄作業ざりて元金なる作業と異する能はざるも、吾輩に不便なるを、囚へを以て危殆に類せしむるに依り、或直の状況に相違なるを、應當の作業なりと謂ふべきを得べし、其管理に不便なる所は、或るべく之を以て容易ならしめ、周密に監督を施し、危険なるものを、取りか妨面の器を備へて、囚人の心性を以て、害に及ぼさざるの便を、預らざる可からず或者は曰はく、北海道の是類に従事する囚人は、恰も二重の刑を科せらるゝに等べき、二重の刑とは可の謂す勞働網なるを以てか、或は死者負傷者なきの謂か、予輩は得て之を、解するとき能はずき雖も、刑罰以外に刑を科するが如きは、新じて之無きをと言ふなり、勞働網なるを以て、二重の刑と謂ふが如きは、未だ定改の可たるを解せざる者の説にして、殊るに足らず、而して、若くは、負傷者のなきを以て論するときは、是れ比較的の辭にして、未だ遽に免罰者は、必ずしも死者、負傷者を生出すべきの作業と限定すること能はざるなり、若くは、監督統制の任を獨りせざるを、囚人を所遇者待する處ありとの説の如きは、固より本論の範圍外に立ちて予輩の與かり知らざる所ぞ

● 教誨叢書第廿九輯目錄

（明治廿七年五月分）
每月一回出版

- 教諭 心の迷を晴す法 編走 阿部 政恒
如何
○宗教 善果を結ひてよ 十勝 中江 汪
上天の知遇
米國四人への來信 仙臺 コルチス氏寄稿
自誠 渡邊 望岳
○傳記 神武天皇 大塚 素
長陽 外史
○讀史書感 日本開化ノ起點
○日新公教訓歌解
○勸話 褒められたい心 吉野山（插圖）
中心の修練
な、わ、へ生 天 岳
濃川生
華盛頓の孝行 函館ハーハス氏講註
倫古龍の正直 全
草履取直助 雲 外
○讀方 地理階梯 日本の河川

會 告

●本會雜誌代金取經主任ヲ設ケラレタル各署御購讀員ノ出入ハ必ス該御主任ヲ經テ申報アラシムヲ希望ス

○本誌定價並廣告料

●監獄雜誌

●全 署內五名以上購讀ノ向ハ 壹部定價 前金六錢 (全國無遞送料)

●一府縣內數百名協議購讀ノ向ハ前項ノ外特ニ割引法ヲ設ク 前金五錢五厘(全 上)

●又一署內十名以上ノ雜誌代金ヲ取經メ之レヲ送付シ及讀者ノ増減、轉免等ヲ報告スルノ勞ヲ取ラセラル、諸君ニハ雜誌ノ代金ハ申受ケサルモノトス

●廣告料 一行一回分 金十錢

○雜 則

●監獄雜誌ヲ注文セラル、キハ住所姓名(官衙ニ奉職セラル、)ヲ詳記シ雜誌ノ號數ヲ指定シ一冊若クハ數冊分ノ前金ヲ添ヘラルヘシ

●雜誌ノ前金相切レ候節ハ送本ヲ停止ス但官署上等司獄官及本會々費取經主任ノ資格ヲ以テ申込ノ向等本會ニ於テ信スル所ノ諸君ハ特ニ廢讀ノ通知ニ接スル迄ハ引續キ送本シ代金申受ク可シ

●右ノ如ク前金相切レ候諸君ニ對シ雜誌ヲ送付スルトキハ其帶封ヘ(督)印ヲ押捺シ御送金ヲ促シ又前金拂込ノ向ヘハ(濟)印ヲ押捺スルヲ例トス

●雜誌代金ヲ送付セラル、キハ爲換ノ宛名ハ東京支會會計部トシ東京四ツ谷郵便支局ニ向ケ拂込アリタシ

●通運便ニ付セラル、キハ其持込賃ヲ添ヘ郵券ヲ以テ代用セラル、キハ五厘切手一割増タルヘシ

●本誌代金領收證、請求書其地本會ノ回報ヲ要セラル、向ハ返信用郵券又ハ葉書ヲ送付セラルヘシ

●本誌賣捌望ノ向ハ其旨申込アルヘシ

●明治廿七年五月三十日發行

●發行人兼編輯人 磯村 兌 貞

●印刷人 海沼 富 太 郎

(明治二十七年二月廿六日遷信省認可)

發行所 愛知縣名古屋市西洲崎町四番戶 警察監獄學會支會

支 會 東京四ツ谷區荒木町廿七番地 警察監獄學會支會

印刷所 東京市京橋區銀座四丁目一番地 博 聞 社